

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 平成30年9月5日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 7番 須藤京子君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市 民 部 次 長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由紀夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	山 岡 孝 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	田上洋子君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君

平成30年第3回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 石原 幸雄 (一問一答方式)	1. 「牛久都市開発株式会社への増資による本市の持株比率の見直し」について	同社に対する本市の持株比率を過半数にすることにより、市議会への情報開示を推進すべきと考えるがどうか？	市長 関係部長
	2. 「保育士の確保策」について	賃金や待遇面で、より厳しさが増している保育士の確保について、更なる処遇の改善策を講じるべきと考えるが？	市長 関係部長
	3. 「教育行政」について	①中学生の学力向上の為に学習方式の導入の是非は？ ②区域外就学による奥野小学校の児童の増加策の是非は？	市長 教育長 関係部長
	4. 「今後の随意契約のあり方」について	本市の契約規程には随意契約の契約期間が不明記であるが、今後、首長等の恣意的な長期の随契を防止する一環として、期間に関する定めを明記すべきと考えるが？	市長 関係部長
	5. 「消防団車両の小型化の推進」について	道交法の改正を踏まえて、全ての団員が消防車両の運転が可能となる様、車両の小型化を推進すべきと考えるが？	市長 関係部長
2. 秋山 泉 (一問一答方式)	1. LGBTの教育現場での対応、取り組みについて	1、LGBTについて、教員の研修はどのように行われているのか伺う。 2、LGBTの生徒について認識をしているのか伺う。 3、相談しやすい環境づくりについて伺う。 4、LGBTを理解するための資料などの設置について伺う。	市長 教育部長 関係部長

	<p>2、児童生徒のヘルメット着用について</p> <p>3、ひきこもり対策について</p>	<p>5、トイレの問題について伺う。</p> <p>6、修学旅行でのお風呂の問題について伺う。</p> <p>7、中学校の制服について伺う。</p> <p>1、自転車走行中においての、ヘルメット着用の重要性について伺う。</p> <p>2、小中学校の登下校時のヘルメット着用について伺う。</p> <p>1、ひきこもりの実態について伺う。</p> <p>2、訪問型就労準備支援事業について伺う。</p>	
3. 小松崎 伸 (一括方式)	○根本市長の自治体運営について	<p>○前池辺市政の「数々の疑惑」への調査、市民への開示、損害賠償請求等適切な対応は。</p> <p>○行財政改革のためのプロジェクト、施策展開は。</p> <p>○タウンミーティングのあり方について。</p> <p>○空き家対策について。</p> <p>○エスカードビル問題への対応について。</p> <p>○任期残り1年、自治体運営への取り組み決意。</p>	市長
4. 山本 伸子 (一問一答方式)	1. 平成 29 年度決算から見る財政構造	<p>(1)歳入に占める一般財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主財源（地方税・使用料と手数料） ・依存財源（国庫支出金） <p>(2)歳出に占める一般財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的別歳出の決算額と充当一般財源の内訳 ・性質別歳出の決算額と充当一般財源の内訳 <p>(3)経常一般財源と経常経費 充当一般財源の推移及び経常収支比率の性質別科目ごとの内訳</p> <p>(4)実質債務残高の推移</p> <p>(5)基金の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金から特別目的基金への考え ・公共施設管理総合計画に関連する基金の創設の考 	市長 副市長 関係部長

	<p>2. 立地適正化計画の実現に向けて</p>	<p>え</p> <p>(1)現在の集約化の状況について伺う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域と市街化調整区域の面積と人口・人口密度、固定資産税及び都市計画税の課税状況 ・交通手段の現状 <p>(2)都市機能誘導区域と誘導施設について伺う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導区域の設定の考え方 ・誘導施設の機能設定の観点 ・区域内に誘導するための施策 ・区域内の公共交通ネットワークの考え方 <p>(3)居住誘導区域の設定について伺う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域の91%と設定した経緯 ・区域内の公共交通ネットワークの考え方 <p>(4)市街化調整区域の施策について伺う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅建築の現状 ・開発抑制のための考え <p>(5)今後の課題について伺う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛久駅西地区の高齢化 ・中心市街地の低未利用地 ・自然資本で付加価値を上げる手法の考え ・住民の合意形成に向けて 	
<p>5. 柳井 哲也 (一問一答方式)</p>	<p>1. 秋開催の展覧会について</p> <p>2. 自主防災組織の整備について</p>	<p>1. いつ、どこで、どのようなモノを展示するのか。(展示会の目的)</p> <p>2. これまでの展示会との違い。</p> <p>3. 展示解説員(説明キュレーター)の配置。</p> <p>4. 牛久シャトー・神谷伝兵衛に関するモノ。</p> <p>5. 資料館の必要性。</p> <p>1. 組織整備の進捗状況</p> <p>2. 未組織地区があるのは、何故なのか。</p> <p>3. 結成費用の支援内容。</p> <p>4. 未組織地区に於ける市内危険ヶ所チェックの</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>

		状況。(併せて防災訓練実施の状況)	
<p>6. 守屋 常雄 (一問一答方式)</p>	<p>1. 牛久シャトー日本遺産認定申請の再度のチャレンジ方針について</p> <p>2. 大学生へのシェアハウスの提供について</p>	<p>(1)一回目のチャレンジのうまく行かなかったポイントの深堀りをした結果、原因究明の状況は。</p> <p>(2)二回目以降の挑戦で成功した事例があればその研究はしているか。</p> <p>(3)共同提案者の甲州市との今後のコラボは考えているか。また、更なる共同提案市を開拓する考えはあるか。</p> <p>(4)いろいろな困難を越えて再度チャレンジする考えがあるか。</p> <p>(5)当事者の文化芸術課スタッフは頑張ってくれたが、牛久市民を含めて今後どのようにサポートする必要があるか。</p> <p>(1)少子高齢化が顕著に進んでいる地区の活性化のために空き家住宅を市で借り入れて学生対象のシェアハウスを貸し出す制度を導入する考えはあるか。</p> <p>(2)少子高齢化で若手が不足している地区を対象に、地域の催し物の企画、子ども達の勉強のお手伝い、地域の学校や公園等の草刈等について積極的に参加してもらうことを貸し出しの条件とすれば、若者との交流が進み、更には定住促進につながるのではないかと考えるがどうか。</p> <p>(3)シェアハウスは、市が市内の空き家を借り入れて家賃を負担し、貸し出しの対象は、県南地区でアパート等に下宿している筑波大学や茨城大学の学生としてはどうか。</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>

<p>7. 杉森 弘之 (一問一答方式)</p>	<p>1、公共交通</p> <p>2、介護保険</p> <p>3、教員の過労死水準の長時間労働</p>	<p>(1)公共交通の 2017 年度の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の路線バスとタクシー ・コミュニティバスかっぱ号 ・公共交通空白地有償運送 ・福祉巡回バス <p>(2)本格的なデマンド交通の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この間の検討の成果 ・いくつかの他市町村の事例を研究したのか ・移動人数と経費の把握 ・牛久市におけるデマンド交通の移動人数の想定 <p>(1)うしく安心プラン21第7期改訂版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のみ世帯の割合の高い背景 ・特養新設の内容と現在の待機者数、今後の見込み ・介護医療院の計画 ・施設等給付費の負担割合の所得による調整の影響 ・税制インセンティブの影響 ・3割負担の人数と割合 <p>(2)老人福祉・介護事業所の倒産状況</p> <p>(3)介護職の人手不足状況</p> <p>(4)介護保険料の滞納者数と滞納状況、対応状況</p> <p>(1)県教委と県学校長会のアンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛久市の調査対象校 ・市教委と市学校長会議の調査は実施したか <p>(2)市内の小中学校教員の勤務時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日の平均勤務時間と内訳（成績処理、学年学級事務、生徒指導、職員会議等の時間） ・仕事の持ち帰り時間 ・部活動時間 ・中学校の部活動の方針と計画の進捗状況と内容 ・学校閉庁日の実施予定と 	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>
------------------------------	---	--	------------------------------------

		<p>期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留守番電話の設置状況 ・勤務時間の見える化の進捗状況 ・超勤4項目の見直し ・時間外勤務の支払う化と教職調整額の見直し 	
8. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	1. 道路整備について	<p>(1)一般国道6号線バイパスの進捗状況について</p> <p>(2)市道23号線(都市計画街路城中～田宮線)の進捗状況と整備課題及び一般供用開始時期について</p> <p>(3)市道23号線(都市計画街路城中～田宮線)の整備に伴う既存市道の整備と安全性確保について</p>	市長 副市長 関係部長
9. 黒木 のぶ子 (一問一答方式)	<p>1 虐待について</p> <p>(1)子どもの虐待への対策</p> <p>2 公設墓地について</p> <p>(1)安価な墓地の供給</p> <p>①宗派がない樹木葬も含めた墓地</p>	<p>(1)</p> <p>①子どもの虐待発生時、児童相談所と市や警察などの相互間の情報の共有については。</p> <p>②児童相談所に児童福祉司の増員について、市の考え方。</p> <p>③虐待防止のための情報収集と的確な対応をどのようにしているか。</p> <p>④妊娠期からの早期支援に対する現状。</p> <p>⑤要保護児童の通告窓口は、児童相談所窓口と市の窓口の一元化が図れないか。</p> <p>(1)</p> <p>①交通のアクセスの良さなどから大仏の隣接地への墓地。</p>	市長 関係部長
10. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	<p>1. ごみ処理について</p> <p>2. 市道23号線の</p>	<p>①廃棄物減量等推進審議会答申を受け、生ごみ堆肥化事業、指定ごみ袋形状の方向性は</p> <p>②ごみ集積ボックスの導入促進を</p> <p>①現状</p>	市長 副市長 関係部長

	<p>一部開通に伴う通過交通について</p> <p>3. 空家・空地問題について</p>	<p>②牛久市役所入口交差点への右折信号若しくは時差式信号設置</p> <p>① J T I 「マイホーム借上げ制度」の活用、金融機関との協定</p> <p>②行政区、N P O等で活用できる仕組み</p>	
11. 尾野 政子 (一問一答方式)	<p>1 路面下の空洞調査について</p> <p>2 避難場所へマンホールトイレ設置拡充を</p> <p>3 災害時の備蓄品に液体ミルクの導入を</p> <p>4 岡田小学校プールの改修工事促進について</p> <p>5 おくのキャンパスと通学区域外を結ぶスクールバスの拡充について</p> <p>6 牛久市避難所運営マニュアルについて</p>	<p>①調査結果について</p> <p>②今後の計画について</p> <p>①設置状況について</p> <p>②今後の設置計画について</p> <p>③設置費用について</p> <p>①液体ミルクの見解について</p> <p>②今後の導入について</p> <p>①岡田小学校生徒のプール授業の現状について</p> <p>②プールの改修状況と今後のスケジュールについて</p> <p>①牛久二中の部活に対応する足の確保について</p> <p>①避難所運営委員会の構成員となる避難所リーダー、施設管理者、避難所従事職員への周知、協議は行ったか、避難所運営ゲーム（HUG）などで訓練を行うべきでは</p> <p>②避難所従事職員は何名配置されるのか</p> <p>③避難所運営委員会の副会長クラスなどに女性の登用が必要と考えるが</p> <p>④避難してきた住民が避難所に入る前に応急危険度判定士の安全確認を受ける必要があると思うが即対応が可能なのか</p> <p>⑤在宅避難者にも食糧・物資を等しく配給するとあるが、周知はどのようにされるのか</p>	市長 関係部長

		<p>⑥アレルギーのある避難所の食糧についても管理するとあるが、どのように対応されるのか</p> <p>⑦外国人指定避難所へ移送とあるがその場所は</p> <p>⑧仮設トイレ設置数は50人に1基という目安があるが避難者数に応じたトイレは確保できるか、トイレの設置協定はしているか、また女性用トイレを多めに設置する配慮が必要かと考えるが</p> <p>⑨避難所開設後ただちに設置すべきものの中にペット世話所がある。屋根のあるスペース、またはテントを張るなどの対応はなされるか</p> <p>⑩避難所ごとに運営マニュアルを作成するのか</p> <p>⑪第2次避難場所まで距離がある場合の移動手段は</p>	
12. 須藤 京子 (一問一答方式)	<p>1. 平成 29 年度決算について</p> <p>2. 医療的ケア児への支援について</p>	<p>(1) 平成 29 年度決算の総括</p> <p>①歳入に関する分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税の動向 ・譲与税・交付金の動向 ・地方交付税の動向と臨時財政対策債 ・未利用財産の活用 <p>②歳出に関する分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経常経費（人件費、扶助費、公債費）の動向 ・投資的事業の状況、国庫補助金の動向 <p>③財政指標が示す市の財政と市政運営</p> <p>(1) 医療的ケア児の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の利用できる福祉サービスの現況（未就学児、学齢期） ・第1期障がい児福祉計画のための調査、ヒアリングから見えてきたもの ・子ども発達支援センターのぞみ園の現況と課題 <p>(2) 医療的ケア児への支援体制の整備</p>	市長 副市長 教育長 関係部長

		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携体制の構築 ・医療的ケア児を支援する人材の育成 ・レスパイト事業 ・訪問看護の充実 	
13. 長田 麻美 (一問一答方式)	<p>1. おくのキャンパス、牛久第二中学校の部活動について</p> <p>2. コミュニティスクールと地区社協の協働について</p>	<p>(1)牛久第二中学校の部活数の少なさの指摘を受けるが、お考えをお伺いする</p> <p>(2)既存の部活動以外の分野にも参加できる環境づくりについて</p> <p>(1)コミュニティスクールと地区社協の関わりについて</p> <p>(2)今後の方向性について</p>	市長 副市長 教育長 関係部長
14. 藤田 尚美 (一問一答方式)	<p>1. いじめ通報アプリ「STOP it」について</p> <p>2. スクールアシスタントについて</p> <p>3. 保育環境の充実にむけて</p>	<p>(1)現状について</p> <p>(2)相談体制</p> <p>(3)今後</p> <p>(1)現状について</p> <p>(2)校内研修への参加について</p> <p>(1)保育士確保のための取り組み</p> <p>(2)民間保育園非常勤の処遇改善</p> <p>(3)保育の質の高いガイドライン策定について</p>	市長 教育長 関係部長
15. 市川 圭一 (一問一答方式)	第7期牛久市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成32年度特別養護老人ホームの整備・運営	市長 副市長 教育長 関係部長
16. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	<p>1. 重度障害児の卒業後の進路について</p> <p>2. 通学路の安全対策(危険なブロック塀の除去)について</p> <p>3. 介護保険の保険</p>	<p>1) 高校までは特別支援学校があるが、卒業後の居場所について</p> <p>1) 大阪北部地震でブロック塀が倒れ、女子児童が犠牲になる事故が発生。通学路の状況、安全点検と対策は。</p> <p>2) 民間のブロック塀も含め今後の方針</p> <p>1) 市独自の減免制度につ</p>	市長 教育長 関係部長

	料・利用料の減免制度について	いて	
17. 鈴木 かずみ (一問一答方式)	1. 生活環境の改善について	<p>1、西側地域の人口動態について 若者定住促進と空き家対策</p> <p>2、豪雨対策について 7月の豪雨では刈谷5丁目一部地域に雨水が集中し、ひざ上まであふれた。長年の被害状況も明らかになった。 ・原因と対策について。</p> <p>3、ぶどう園踏み切りから6号まで市道について 6号出口接続の右折ラインの設置について</p> <p>4、駅西口交差点の改善について ①歩車分離式の信号機に切り替えは可能か ②駅からエスカード2階を突き抜けて6号手前にエスカード壁面に沿って歩道を設置し、信号手前で6号に歩道橋を設置しポケットパークに降りられるような計画は検討できないか。</p>	市長 関係部長
18. 利根川 英雄 (一問一答方式)	<p>1. 地域公共交通の補助金について</p> <p>2. 世界気候エネルギー首長誓約について</p> <p>3. 子そだて支援について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税 ・特別地方交付税 ・誓約と市の方針 ・子そだて支援の現状をどのように捉え対策を立てているのか ・喫緊の課題をどのように捉え対策を立てようとしているのか 	市長 教育長 関係部長
19. 甲斐 徳之助 (一問一答方式)	1. 広報戦略の取組と意義について	(1)自治体間の競争などはどのように認識しているか。	市長 関係部長

		<p>(2) 広報戦略を通じての今後のまちづくりへつなげていく取り組みは。</p> <p>(3) 市内関係機関・団体との連携はどのように図り、PRしていくのか。</p> <p>(4) シティプロモーションの 今後は 広報戦略から見る市のPRのありかた。及び広告収入など。</p> <p>(5) 広報を通じての移住・定住への増加政策をどう考えるか。</p>	
--	--	---	--

平成30年第3回牛久市議会定例会

議事日程第2号

平成30年9月5日（水）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時00分開議

○議長（板倉 香君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

去る9月3日に設置されました決算特別委員会正・副委員長の互選の結果についての報告がありましたので、報告いたします。

委員長に山越 守君、副委員長に藤田尚美君がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は19名です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は、内容を的確に捉え明瞭簡潔にされるようお願いいたします。



一般質問

○議長（板倉 香君） 初めに、22番石原幸雄君。

〔22番石原幸雄君登壇〕

○22番（石原幸雄君） 改めまして、おはようございます。石原幸雄でございます。

ただいまより通告に従いまして、市政全般について5点の一般質問を行います。

まず、第1点目は、牛久都市開発株式会社への出資金の増額による本市の持ち株比率の見直しについてであります。

申し上げるまでもなく、本市はエスカードビルを管理する牛久都市開発株式会社と耕作放棄地の解消を主な目的として設立された牛久グリーンファーム株式会社とに出資をいたしております。

しかしながら、本市は牛久グリーンファーム株式のほぼ100%を所有しているのに対して、本市の所有する牛久都市開発株式会社の株式は、49.9%と過半数に満たないのであります。それゆえ、牛久グリーンファーム株式会社については、毎年決算報告書及び事業計画書が市議

会に提示されるのに対して、牛久都市開発株式会社の決算書等は市議会に提示されないことから、本市が出資をしている企業である以上、会社運営の実態が不透明であるのは問題である。情報開示が行われてしかるべきではないのかとの指摘がなされているのであります。

ところで、牛久都市開発株式会社は、イズミヤの撤退に伴い、阪急阪神ホールディングスから多額の敷金の返還を求められておりますが、諸般の事情により牛久都市開発株式会社にはその返金相当額がプールされていないので、本市がその返還金を同社に貸し付けるという方法も検討されていると認識をいたしております。

当然のことながら、本市がこのような貸し付けを行う場合、市議会の同意が必要となりますが、仮に本市が牛久都市開発株式会社の株式の過半数を所有していれば、牛久グリーンファームのように毎年決算報告書等が市議会に提示され、その結果、会社運営の透明性が確保されることになるので、今回のような貸付事業が再び仮に発生したとしても二元代表制の一翼を担う市議会の同意を得やすい環境が確立されると判断をいたします。そこでこの際、牛久都市開発株式会社に対する出資金を増額することで本市の持ち株比率を見直し、本市が名実ともに同社の株式の過半数を所有すべきであると考えておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問にお答えいたします。

市の出資法人であります牛久都市開発の持ち株比率につきましては、現在、市が49.9%で、50%に達しておらず、その他につきましては、企業を含む33名の方で保有している状況となっております。

このことにより、現在、牛久都市開発の経営状況につきましては、地方自治法に定められている報告条件であります「2分の1以上の出資」に該当しないため、市の調査等の対象から外れ、議会に御報告をしていない状況となっております。この牛久都市開発につきましては、市の顔でもありますエスカード牛久を管理運営し、現在市が賃借しているイズミヤ所有床につきましても市と牛久都市開発における賃貸借契約のもと、テナントの誘致を初め、ビル全体の活性化に向けた取り組みの一端を担っており、今後も市が牛久駅前のまちづくりを推進する上で中心拠点となるエスカード牛久の適正な維持管理のため欠かせない存在と考えております。

現在、牛久市はイズミヤと床売買の交渉を進めているところであり、また、牛久都市開発とイズミヤにおきましては、敷金返還問題が生じていることから、今後、牛久都市開発への市の支援も検討する必要がある中で、増資や株式売買により市が持ち株比率をふやすことにつきましては、経費負担等を考慮しますと現時点で明確な回答ができない状況でございます。

しかしながら、今後、牛久都市開発の経営状況に関する情報として決算書等につきましては、

会社の不利益をこうむらない範囲で議会へ積極的に報告してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今の部長の答弁によりますと、現時点において増資の考えはないけれども、極力議会に対して牛久都市開発株式会社の決算等についての開示を行っていくというふうに理解をいたしますが、それで間違いありませんか。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 先ほども御答弁しましたように、会社の決算書と会社の不利益をこうむらない範囲で積極的に公表してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） その「不利益をこうむらない範囲で」というのはどういう意味でしょうか。御説明を願えば幸いです。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） お答えいたします。

会社の経営判断とか、その過程、そういったものを除いた範囲ということになるかと思いません。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） そういたしますと、やっぱりこれは最高責任者である市長の見解を聞いておかなければいけないと思うんですが、市長はこの牛久都市開発株式会社の増資の問題といわゆる議会に対する決算書等の情報開示の問題について、これについては社長でありますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 増資の件からまずですけれども、増資につきましては、今の現状、都市開発株式会社の現状を考えますと、増資をして切り抜けるということは現在考えておりません。というのは、床の売買につきまして、今現在イズミヤさんと市が交渉しているわけですが、同時に株の問題も、イズミヤさんの持っている株の問題どうするかという問題も発生してきます。その株について市が購入するか、都市開発株式会社が購入するという、そういう問題も発生してきますので、そういうことをまず整理した上で都市開発株式会社として市が新たに出資して経営していくという方向をとっていくかどうかというのはその後の判断として必要かと思っております。現時点では増資は考えていないということでございます。

それと、情報公開につきましては、当然市が出資50%以上出資したとしても株式会社法等

の関係で公にできない部分については公にしていかなくなると考えておりますので、いずれにしても出資の割合によって左右される問題ではないと考えております。市のほうに情報がある部分については積極的に、要するに都市開発の不利益にならない範囲で積極的に出していくということに変わりはありませんので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 副市長、まずその増資の問題についてでございますが、今御答弁の中で、現時点での増資は考えないという答弁でありましたが、そうしますと、将来的にはどうなのでしょう。これは考えているのかどうか。これを明確にさせていただきたいことが1点。

そして、2点目について、情報開示は行っていきたいというふうに私は理解したんですけども、これはいつごろからそういうものを考えていただけるのか、この2点を明確にいただければと存じますがいかがですか。

○議長（板倉 香君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 増資の件につきましては、現時点でイズミヤさんとの整理をまずした上で、その後会社として、第三セクターですけれども、増資が必要かどうかの検討は加えていく必要があると思っています。ただ、現時点で増資する、しないというお答えは当然できないということでございます。

それと、情報公開はいつからというお話ですけれども、現時点でも先ほど申し上げた趣旨に沿って情報は公開していくということで対応しておりますので、今回決算書等の、あるいは会議録等の請求ございますけれども、それらもできる限り公開していくという方針でありますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） この問題につきましては、いろいろな問題が絡んでいるようでありますので、これ以上質問を続けることは取りやめといたしまして、私としましては、将来の増資はもとより、議会に対するエスカード牛久都市開発株式会社の情報開示というものをきちんとやっていただきたいということを申し上げまして次の質問に移ります。

次に、第2点目といたしまして、保育士の確保策について質問をいたします。

御承知のように、本市には公立保育園が4カ所、社会福祉協議会の直営の保育園が3カ所、民間保育園が9カ所、認定こども園が1カ所、小規模保育事業所が1カ所、全体で18の保育施設が存在をいたしますが、今後はさらに2つの保育施設が新たに設置されると聞き及んでおります。

一方、本年9月1日時点におけるゼロ歳児から2歳児までの本市の待機児童数は79名であり、茨城県内ではつくば市に次いで2番目に待機児童の多い自治体であると認識をいたしてお

ります。それゆえ、待機児童の解消に向けた保育施設のさらなる充実化が求められておりますが、その前提として、どれだけ保育施設をふやしても肝心かなめの保育士の確保が厳しさを増しているとの指摘がなされているのであります。すなわち、賃金の割には職場環境や仕事上の負担が重いことから、県外への施設も含めて条件や待遇のよりよい保育施設での就業を希望する保育士が増加しており、いまや保育士の確保については地域間で競争が激化しているというものであります。

ところで、本市では本年度保育士の確保策の一環として、社会福祉協議会の営む保育園を含む14カ所の民間保育園で働くおよそ230名の保育士に対して月額1名当たり1万5,000円、総額で4,250万円の処遇改善補助金を予算化いたしました。政府は2019年10月から認可保育園や認定こども園などの利用料を無償化する方針を掲げております。そうすると、経済的な事情等によりこれまでは利用を控えていた保護者が保育園を利用する可能性が極めて高くなり、その意味でより多くの保育士を確保する必要が生じると判断をいたします。

そこで、そのような時代背景を踏まえて、本市としては1名当たりの月額1万5,000円の補助金を2万円や3万円に増額したり、上限を設けた家賃補助金を拠出するなど、処遇のさらなる改善を通じた保育士の確保策を講じるべきであると考えておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 本市での現在の待機児童数は、9月現在でございますが、国の統計基準での待機児童79名、実数では93名でございます。年齢別ではゼロ歳児が21名、1歳児が30名、2歳児が28名と低年齢児の子供で占められております。3歳児以上ではおりません。

79名の待機児童のうち43名は保育士不足による……、失礼いたしました。79名の待機児童のうち41名は保育士不足による利用制限によるもので、施設はあるのに利用できない状況となっております。

保育士不足は御承知のとおり、全国的な問題であり、保育士確保のため国の制度に加え各自自治体が独自に給与の上乗せや就労準備金の貸し付け等の施策を講じ、処遇の改善に努めている状況でございます。

牛久市においても今年度市内民間保育施設に勤務する常勤保育士に対して月額1万5,000円の処遇改善補助金を実施し、年4回勤務実績に基づき交付する予定で、7月に第1回の支払いを行ったところでございます。施設からは保育士の意欲向上につながった。退職を思いとどまった者がいるなどの意見が寄せられております。

処遇改善補助金は、今年度からの制度で、今後民間施設の意見を聞きながらも効果などを検

話しながら行ってまいりたいと考えております。

また、平成31年10月に予定されている幼児教育の無償化に伴い、保育需要がどう変化するのか、保育と教育のバランスの変化がどう生じるのかなど、今後の動向に注視し、人口の推移、施設の整備等を含め市の施策の検討を行っていきたいと考えておりますのでよろしくご願ひ申し上げます。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今、市長からこの問題について、今後とも改善は続けていくという前向きな御答弁をいただきましたが、市長、この問題は、極めて重要な問題の一つであると私は思います。その意味で具体的にその毎月の報酬をどのぐらい上げるとか、また私が質問の中で申し上げましたように、家賃補助をしていくんだとか、そういうような具体的にその状況というか、環境を改善することについてはどのようにお考えですか。再度の質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は基本的に1万5,000円という補助を出しましたけれども、地域間の競争があるということは見えておまして、それをなるべく避けたかったことも現実でございます。ただ近隣でもつくば市、それから阿見でも始まりました。そういうことで、ここの一番のやっぱり大きな問題はその学校が、学校というか保育士の学校が千葉県じゃなく、東京にあるとか、そういうことで、牛久からのそういう方も皆さん環境のいい、賃金のいい千葉県、そういうのに流れていく、ですから抜本的にここ幾ら上げてとかなんかしてもやはりそのときのもので終わってしまうのかなど、やっぱり賃金というのは、これはもっと大きな国での大きな議論などを進めながらやっていただきたい。また私も市長会を通じてこの問題どのように市長会で進めるのか、県が進めるのか、そういうこともしっかりと対策して抜本的な改革をしないことには、いつになっても課題が5万上げたから6万、6万から7万という話になるのかなと思います。

ただ、もう一つ私はこの賃金ばかりではなくて、保育士の働く環境をどう整備したらいいか。やはり非常に子供たちを扱う身ですから非常に環境も暑い夏の盛りとか聞きますと大変だという話を聞きます。小学校では小学校スクールアシスタントという制度もございますので、そういうもので保育士の補助なども今度鑑みながら、そういうものの補助、補助することによって働く人たちにも少しそういう働く環境もできるのかなということで、まずそういう賃金ばかりではなくて、そういう働く環境をどうしたらいいかということも私たちはこれから考える必要もあるのかと私は思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今、市長から保育士の働く環境の改善を含めて総合的に考えていく

という趣旨での御答弁であったと思いますが、その保育士の補助というものについて、もう少し具体的にお答えをいただければ幸いです。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

保育の補助ということで、これは国のほうでもこの保育士の方々がよく子供たちの保育に専念できるよう保育以外の業務がほかのものであってもできるようということで、保育補助に対する制度というのを厚く設けてきたというのがございます。一般に言えば、雑用的なことは保育の補助に当たる方、用務員であったり、そういう方に手伝ってもらう、あるいは保育の資格がない方について茨城県であれば茨城県の社会福祉協議会で行っている研修等を実施した、こういった方々もそこに充てられるというようなことです。あるいは教員の免許を持っている方、こういった方々も緩和の中で保育士の一翼を担うことができるという形でさまざまな改正を行ってきたということがございます。いずれにいたしましても、保育に専念できる環境をつくっていくということを国も挙げて取り組んでまいっておりますので、市としてもその制度に乗りながら保育が専念できるような体制をとっていきたいと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 続けてください。

○保健福祉部長（川上秀知君） 冒頭、市長のほうから御答弁させていただいた牛久市の9月1日現在の待機児童79名のうち、待機児童数43名という形で御答弁しましたが、訂正させていただきます。41名が保育士不足による利用制限をかけている人数でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） この保育士の補助制度でございますけれども、確認の意味でお尋ねをいたしますが、これは公立保育園も含め民間保育園も両方これをお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） お答えいたします。

現在、制度として国が打ち出したものは、民間保育園に対する処遇改善の一つでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） そうすると、本市としてはこの制度を今後導入していくと理解してよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） お答えします。

もう既に本市においては民間保育園におきまして保育補助を導入している園がございまして、さらにこういったものが広がっていくよう園のほうと一緒に連携を深めてまいりたいと考えて

おります。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） そうしますと、まだ保育士の補助者がいない保育園についても積極的に市として導入を進めていくと、全部の民間保育園にそういう補助者を導入したいと理解してよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） まずは保育士の労働環境をいかに改善するかということが大変重要な課題となっておりますので、保育補助が入ることによって保育士の労働環境が少しでも改善されるというような現実の中でそういった取り組みを市と園のほうと一緒に協議をしながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） それでは、次に第3点目といたしまして、教育行政について2項目のお尋ねをいたします。

まず初めは、中学生の学力向上のための学習方式の導入についてであります。

申し上げるまでもなく、本市の小・中学校では授業中、児童・生徒が数人のグループに分散して問題を論じ合うという学び合い方式が採用されております。私も実際に学び合いの現場を見学した経験がありますが、この学習方式は問題についての十分な理解力のある児童・生徒が問題の理解力が十分ではない児童・生徒をリードし、結果として全員が問題を理解できるようにすることで一定の水準を確保できるというメリットが認められる一方で、問題についての十分な理解力のある児童・生徒の学力、特に高等学校への進学を控える中学生の学力をさらに伸ばすという意味では果たしていかなるものかとの疑問を感じているのであります。すなわち、本市の中学校の中には問題についての十分な理解力のある生徒が多数在籍しているのにもかかわらず、現行の学び合いの学習方式では学力のさらなる伸長は期待できないことから、結果としていわゆる進学校と呼ばれる高等学校への入学者数が伸び悩んでいるのではないのかというものであります。

ところで、以前にも申し上げましたが、中学校の魅力の一つに進学校と呼ばれる高等学校への進学率が挙げられると存じます。それゆえ、このことを踏まえて本市の中学校においては学び合いの学習方式を維持しながらも問題についての十分な理解力のある生徒の学力をさらに伸ばすための学習方式の導入をぜひとも検討すべきであると考えているのでありますが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 急速に変化する予測困難なこれからの時代を生き抜く子供たちには、

単なる知識だけではなく、対話する力、知識を活用する力、好奇心や探求心を持って常に学び続ける力などが必要とされています。

本市では、これらの力を一人一人の子供たちに身につけさせるために「学び合い」という手法をとってきました。現在は国でもアクティブラーニングという学びを示しています。

この学びは、学習が苦手な子供が友達に支えられながら学び続けることができるだけではなく、上位の子供たちの学力も向上させています。その理由の一つは、「ラーニングピラミッド」という学習の定着率を示すピラミッドの原理があります。これによると、学習の定着率は講義を受けるだけだとその5%しか定着しません。視聴覚、絵とか画像とかを活用すると20%定着すると、みずから大変すると75%定着すると、他者に自分が学んだことを伝えると学習が90%定着すると言われています。このように協働的な学習では、他者に説明する機会が多いため、学習を得意とする子供たちの学習向上が見られることとなります。

2つ目としては、わかっている子供がわからない子供に教えてばかりの授業にならないための工夫として、一番先頭を走っている子供も「わからない」というような魅力的な質の高い学習課題を準備して、みんなで探究的に対話的に学び合う中で、全ての子供の学力向上を目指していることが挙げられます。

一例を示しますと、例えば中学校1年生の社会の授業で、国境というものがあります。「国境というのは、世界の国々の国境は山とか川で区切られているのにアフリカだけは、アフリカの国々の国境はなぜ緯度と経度で区切られているんだろう」という課題を出します。こうした高度な課題解決を通してアフリカの植民地支配の歴史を深く学んでいく中で上位の子供たちの学力が先に伸びていくという現状があります。

3つ目として、1人の子供の「わからない」というつぶやきを友達に照会することで、そこでうまく説明できない自分がいるということに改めて気づき、学び直しが学力向上につながっていることが挙げられます。

さらに、教育委員会としましては、こうした学びを深めるために英語教育のALTの人数をふやしました。ネイティブな英語に触れることで学びの深まりと英語力の向上を図ってまいります。

また、ICT機器が今年度より充実します。この活用によって、互いの考えの可視化を通して話し合いが充実したり、動きや変化を何度も観察してより深く理解したり、個別の学力に対応した学習ができると思います。

一方、各学校でも自分の学校の実態に応じて土浦一高や竜ヶ崎一高、東京大学などに進学した卒業生とともに授業を展開しています。気象予報士や国土地理院、農業研究機構の方とともに授業づくりをしている学校もあります。こうした取り組みを通して子供たちが高校進学と将

来の職業をつなぎ、進学目的を明確にすることで学習への意欲を高めています。

おくのキャンパスでは、中学校の先生方も小学校の子供たちの英語の授業に参加しているため、子供たちの学力の実態をよく把握し、中学校の授業に生かしています。

今回の文部科学省の学力学習調査を見ても、牛久二中の学力が大きく向上しているのは、こうした成果もあると思います。

今後、小中一貫教育をさらに進め、義務教育学校まで視野に入れた学力向上策の検討をしていきたいと思っています。

また、おくのキャンパスの2つの学校は、7月末にパリのユネスコからユネスコスクールの認定もいただきました。海外の学校と環境問題等について英語で語り合う中で、さらに高い学力を有してくれると思います。こうした実践を見ながら市内の学校にも広めていきたいと思えます。

これまでの取り組みの蓄積と成果の検証をしっかりと行い、学力の向上を図っていききたいと思っています。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 今、教育長から答弁がありました。簡潔にお願いしたいと思うこと、確認の意味で再度質問をさせていただきますが、教育長はいわゆる問題に理解力のある児童・生徒の学習方式については今の学び合い方式で十分にそれが担保されているとお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今の学習方式をとってきまして、例えば土浦一高、竜ヶ崎一高、竹園高校等の進学率を見ますと、今年度は前年度より全て向上しているような状況もありますが、国のほうはこれからアクティブラーニングという学習指導法をしなさいということで、法的に示してありますので、その方法に乗りながら先ほどによったさまざまな工夫を凝らしながら上位の子をさらに伸ばせるような目的意識をしっかりと持たせて進路指導と合わせて学力向上を進めていきたいと思っています。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 今、教育長からアクティブラーニングという言葉が出ましたが、このアクティブラーニングの内容といわゆる学び合い方式との違いというものはどのようなものでしょうか。御説明をいただければ幸いです。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） アクティブラーニングは、対話的な深い学びという定義があります。

私たちは学び合いと言っていますが、基本的には一人で学ぶのではなくて、みんなと討論し

たり、議論し合いながら深く学んでいきたいと思いますという方向では同じ方向ではないかなということ、これを県の指導も受けておりますので、そういう方向で学び合い、それから文科省が示すアクティブラーニングを取り込みながら学校の実態に応じて進めていければなと思っていますので、その辺は各学校の実態に応じて柔軟に進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） そうすると、私は頭が悪いのでちょっとよくわからなかったんですが、アクティブラーニングと学び合い方式の違いはほとんどないと、ほぼ同じものであると理解してよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 私たちは同じものとして理解し進めていきたいと思っています。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） わかりました。

それでは、続きまして、奥野小学校の児童増加策について質問をいたします。

御承知のように、奥野小学校及び牛久二中については、少子化による児童・生徒の減少を克服する一環として両校を小規模特認校に指定し、通学区外からも児童・生徒の受け入れを実施いたしております。そして、現時点においては両校には50名を超える児童・生徒が通学しており、本年度は小学校1年生が徐々に2クラス編制となるなど、その効果が徐々にあらわれているのであります。

しかしながら、今後とも両校の児童及び生徒数を増加させるためには、本市としても何らかの取り組みが必要不可欠であると思料いたします。

一方、隣接の阿見町では、少子化対策の一環として小学校の再編に取り組んでおり、本市と境界を接する同町の吉原小学校が本年3月末日で閉鎖されましたが、それに伴い地域住民の間から本市に近接する吉原小学校に通学していた児童を奥野小学校の児童として受け入れることはできないのかとの声が聞かれるのであります。

ところで、学校教育法施行令第9条には、一定の手続を経て関係市町村の教育委員会の間で協議が調べば他の市町村の学校に就学できるとの区域外就学に関する規定が設けられております。

そこで本市としてもこの規定に基づき奥野小学校の児童を増加させる一環として本市の教育委員会が阿見町の教育委員会に働きかけを行い、一人でも多くの阿見町の児童が奥野小学校への通学が可能となるような環境を確立すべきであると考えているのでありますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 奥野小学校及び牛久第二中学校においては、児童・生徒減少への対応策として、おくのキャンパスというさまざまな魅力ある取り組みを行うとともに、小規模特認校の制度を施行段階も含めると平成28年度途中から運用開始し、現在小学生42名、中学生10名が市内のほかの通学域から通学しているところです。

このことにより本年4月からは奥野小学校の1学年が2クラス編制になり、今月からは中学校の部活動終了に合わせたスクールバスを運行するなど、さらなる児童・生徒増加数を目指した取り組みを行っております。

2校のさらなる児童・生徒数増加に向けては、より一層の魅力や学力の向上が必要と考えており、英語教育や国際理解教育、ESD教育——これは持続可能な開発のための教育ですが——や保小中一貫教育、ユネスコスクールなどの取り組みをより一層充実し、魅力度や学力アップを図っており、平成29年度においては2校とも市内小・中学校の中で学力向上の成果があらわれております。

さて、議員御指摘のとおり、学校教育法施行令第9条には、児童・生徒等を住所地外の市町村の小・中学校等に就学させようとする場合には、小・中学校等を設置する市町村の承諾を証明する書面を添え、児童・生徒の住所地の教育委員会に届けるという手続が区域外就学として定められております。

牛久市においては、区域外就学の承諾基準を定める告示を定めており、承諾基準として①学期途中での転居の場合、②住宅新築等により転居が予定され、入学または学年、学期当初から転居予定地の学区の学校に就学を希望する場合、③最終学年の児童・生徒が転居した場合、④公共事業により強制移転等を受けた場合、⑤その他やむを得ないと教育委員会が認めた場合の5つを定めており、この基準に基づき他市町村からの区域外就学を認めています。

一方、奥野小と牛久二中の現状を見ても、奥野小は小規模特認校制度により1年生が2クラスとなりましたが、施設の収容力としましては過去に保育園のニーズに応えるため普通教室を転用しており、全学年2クラス編制をできる教室の状況にはありません。牛久二中においては、生徒数が最大であった昭和63年度には現在の4倍の生徒を収容し、教室数に余裕があることから、今後児童・生徒数増加を考えていく場合には隣接する2校の一体的運営を視野に入れた義務教育学校への移行も考えていく必要があります。

このように、奥野小及び牛久二中の現在の状況、今後さらに児童・生徒を受け入れていくための課題もあることから、まずは市内在住児童・生徒の通学者を拡大していくことに力を注ぎ、議員の御提案の阿見町の児童の受け入れにつきましては、将来的な課題として調査研究してまいりたいと考えていますので、御理解のほどお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今の教育長の答弁によりますと、現時点においては区域外就学については考えていないということのようでございますが、それでは、本市としていわゆる奥野小学校の児童数、これをふやしていくという方向性に、それは変わらないと思うんですが、今後目標値と申しますか、どのぐらいまで児童をふやしたいと教育長はお考えでしょうか。質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 1クラスですと、もともと友達関係が固定化してさまざまな課題が出てくるというのが最初の出発点でありましたので、できれば学級編制ができる2クラスになればいいかなというのを目標値として持っている次第です。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） それは全学年について2クラスにしたいとお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） はい、そうです。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） そうなると、先ほど小学校の教室数が足りないの、中学校と一体型の義務教育学校で運営をしていきたいという意味の答弁だったと思いますが、全学年を2クラスにした場合、中学校の教室を使ってきちんとそれは確保できるのかどうか。確認の意味でお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 義務教育学校にしますと、1年生から9年生までという関係になりますので、小学校の教室に1、2、3、4と、中学校のほうに5、6、7、8、9ということで、小学校4年生あたりで切るという形で分けていくという形も考えていければなと思っております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） ですから、そうなってくると、教室の数は十分なのかということでございます。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 中学校にはたくさんのクラスがありますので、高学年の部分を中学校に動かしていくことによって教室数は足りていくかなと考えております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） わかりました。そうなりますと、生徒をふやすためにいろいろPRも必要になってくるとは思いますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） まずは学力も含めておくのキャンパスの2校の魅力を高めていくということが何よりかなと思っています。そして、その通学に伴う保護者の負担というものも軽減していかなければならないかなと思っています。そして、こうしたことを広く市内の保護者に知っていただくPR方法もこれから考えていかなければならないと、そういったものを充実していきたいと思っています。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） もう一点確認したいんですが、その義務教育学校に移行する場合、これ目標年次はどのぐらいであるとお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 中学校の先生が小学校を教えられる条件の一つは教員免許がないとだめだというのがありまして、中学校の先生方が小学校の教員免許証を持っていない現状がありますので、人事異動しながら小中両方持っている先生を中学校に入れ、そして小学校と合体した義務教育学校ということを考えますので、来年……、再来年……、あたりをいかがかなと検討しているところであります。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 今、再来年あたりに義務教育学校に移行したいという意味で理解をいたしました。市長、市長はこの奥野小学校と牛久二中の件について、義務教育学校か、これどのようにお考えですか。御見解をお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も就任当時からその地区の学校、教育のあり方について考えておりました。やはり今のこういう教育の仕方もいいですけども、やはりその先に行く義務教育という学校のあり方というのも、これは私も一つの選択肢の中に入っております。それによって子供たちの効率的な学習の仕方、そしてそのような特色があることがもっとできるのかなとということをございました。そういうことによって、地域への牛久からの魅力ある学校ができる。

ですから、私はもうちょっと、先ほどPRという話ございましたけれども、教育のまたそういう何ていいですかね、学校間の競争、何ていいですかね、そういう無益な競争ではなくて、いかに自分たちが学校の魅力をつくるというそういう観点からしてはいろんなやり方があると思います。変な話、修学旅行についても特色のある修学旅行とか、画一的な修学旅行ではなくて、特色のある修学旅行とか、運動会なんかにしてもあの地域は非常に市民運動会にも皆さん種目が今回全部来るようなことをございますので、そういうのもやっております。そういう考え方もあるのかなと思います。

また、先ほど牛久市外からの学校のそういう受け入れとか、私も一昨年ある近隣の首長さんにそういうお話をしました。そうしたら、ぎろっとにらまれて、それで終わったんですけども、でも僕は、仮に僕がそうなった場合はどうするのかなということで、私もなるべくなら牛久にいてほしいんです。ただ、やっぱり子供の環境教育が一番なのかなということで、私はそのときはそのときで判断したいなと思います。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 義務教育学校にしてほしいという話は実は現場からありまして、例えば牛久二中の美術の先生は週1時間しか授業ないので、1年生で1時間、2年で1時間、3年1時間ですので、1週間で3時間しか授業ないわけですね。奥野小の先生は朝から晩まで担任を持っているというのもあって、だったら中学校の美術3時間しか持たない先生が小学校に行ったら美術の時間でも教えてあげたら専門性が出ていいよねみたいな話は現場からあったので、そういう話も受けながら、コミュニティ・スクールでもありますので、保護者とか地域の意見もいただきながら、御理解を求めながら進めていきたいと思っています。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 今回は奥野小学校と牛久二中ということで取り上げさせていただきましたが、関連として、それでは、教育長、もう一点だけ確認させていただきたいんですが、市内の小・中学校全てについての将来的な義務教育学校化というものはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 県内の義務教育学校を全部調べたところ、ほとんどの義務教育学校は校舎一体型というか、1つの校舎の中に入っているんですね。1つの校舎に入っていない義務教育学校は唯一笠間市にあるんです。これは小と中がかなり離れているので、とても先生方の往復に10分以上かかってなかなか苦戦しているという話もありまして、やっぱり校舎が離れていますと1人の校長では見切れないというのが現実かなと思いますと、ちょうど奥野と二中ぐらいの距離ですといいのかなと思っていますが、よその小・中学校の離れている状況で、校長1人で両方見るというのは今後また検討していかなければならないのかなという考えを持っております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） それでは、次に、第4点目といたしまして、今後の随意契約のあり方について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、本市が発注する工事の請負業者や物品等の納入業者は大抵の場合、入札方式と随意契約方式とで決定されますが、契約期間は当該年度内の期間が圧倒的であり、

これを超える長期契約は極めてまれであります。しかしながら、驚くことに近年5年という長期の随意契約が締結された事例があります。すなわち本市の体育関連施設の維持管理を目的とする約6億円の長期5年にわたる随意契約があったわけでありますが、常識に照らして果たしてこのような長期の随意契約に問題はないのかとの指摘がなされているのであります。

ところで、本市の契約規定には第30条以下に随意契約の基準が定められていますが、契約期間に関する定めは明記されていないことから、先ほどに取り上げたNPO法人の事例に象徴されるように、首長が恣意的に常識を逸脱した長期の契約を締結することも可能となるわけがあります。それゆえ、この際、本市の契約規定を見直して、随意契約についてはよほどの特別な事情がない限り原則として単年度契約にとどめ、結果として首長が恣意的に長期の随意契約を締結できないようにすべきであると考えておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 契約の履行期限につきましては、特に法令で定めている場合のほかは、契約当事者の合意によって自由に定めることができます。

しかしながら、国や地方公共団体等が契約行為を行うに当たりましては、予算措置が必要であり、履行期限は予算の制限を受けることになります。

また、予算の執行は会計年度独立の原則から年度をまたぐ内容の契約はできないこととなっております。こうした理由により、契約案件のほとんどが単年度契約となっているところではございますが、機械警備やリース契約などのほか、内容によっては複数年で履行することにより、その経済性等が有利に働く案件もございます。

こうした長期的事業の効率的で円滑な執行を図るために、例外的に認められている制度が債務負担行為や継続費等でございます。債務負担行為を定めておくことにより前年度中に翌年度予算に関する契約についての入札を行い、予算に基づいた適法な契約を行うことができます。

このことから契約の履行期限につきましても予算段階で設定されているため、契約方式にかかわらず、その上限を設けることはしておりません。市が契約を締結する場合は、公正で透明性があり、経済的で、かつ契約の目的が適切に履行されることの4つが求められるところでございます。

随意契約で複数年履行する契約におきましても、漫然と継続することなく、社会状況等の変化や新規業者の参入、事業内容等の工夫で競争性を生じさせることができるかを確認し、適正な契約となるよう今後とも努めてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） この問題、要するに長期5年にもわたる随意契約の問題については、

同僚議員が以前にも議会で取り上げたことがありまして、私の記憶に間違いがなければ、当時答弁に立った根本市長は、「5年というのは私の任期よりも長い契約である」ということを答弁されたことと記憶をいたしておりますが、やはり長い契約というのは、いろいろな角度から見ていろいろな問題をはらんでいるということで、やはり透明性を確保するという意味からも極端に長い契約というのは避けるべきであると思いますけれども、市長はどうでしょう。今後3年や4年や5年という長期の契約について、これはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は私の任期より5年のほうが長いと言いました。その真意は、その首長が変わることによってその契約の仕方、それと色々な考え方もおのずと変わってきます。それがずっとされるとというのは、その首長に合った、何ていいますか、本意に合わないということでそういう発言したところでございます。

また、複数にするか単年にするか、またそれぞれのメリット、デメリットあるのもこれも現実でございます。やはり長いというのは、やはりこの前も、今いろいろと問題ありますけれども、そのような事故にもつながりかねない問題も生じております。ですから、今まさにそういう契約の仕方、随意の契約のあり方にしてもやっぱり社会の情勢を踏まえながらも、そして牛久に適切な契約の仕方を見きわめながらこれから進めたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） そうしますと、もう5年というような長い契約というものは基本的には眼中にないというか、想定をしていないというふうに、市長、理解してよろしいですか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ですから、私も今答弁したように、そのメリット、デメリットもしっかり見ながらも何が一番いい選択なのかということをしつかりと皆様とのいろんな話を進めながらしてみたいと思います。おのずとそのようなあり方も見えてくるのかなということで御理解のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） それでは、最後に、第5点目といたしまして、消防団車両の小型化の推進について質問をいたします。

御承知のように、本市の28個の消防分団の使用する車両は、かつては小型ポンプ積載車両が21台、ポンプ車両が9台の合計で30台でありましたが、消防分団の統廃合で現在の分団数が28個になったことに伴い、車両台数も小型ポンプ積載車両が22台、ポンプ車両が6台になったと認識をいたしております。

一方、ポンプ車両が配属されている分団は、第2分団、第8分団、第16分団、第19分団、第21分団、第23分団の合計で6個分団であります。ポンプ車両については、私が以前に一般質問を行い、次のような指摘をした経緯があります。すなわち、「ポンプ車両は小型ポンプ積載車両に比べて価格がかなり高額であることに加えて、車体も大きく重量も3.5トンを超えること、また、市内には住宅密集地を中心として幅員の狭い道路が多く存在するので火災事故が発生した場合は対応が容易ではないなどの理由で更新時には車両を小型化する意味で小型ポンプ積載車両への入れかえをすべきである」との指摘であります。

ところで、昨年の3月に道路交通法が改正され、改正後に普通自動車運転免許証を取得した者は3.5トン以上の車両の運転が不可能になったことは記憶に新しいところであります。つまり、道交法の改正後の昨年の3月以降に普通自動車運転免許証を取得した場合は、たとえ消防団員であっても3.5トンを超えるポンプ車両を運転することはできなくなったのであります。ちなみに私の調査によれば、6台の消防分団のポンプ車両の総重量と更新の時期は第2分団の車両が4トン150キログラムで更新の時期が2023年度、第8分団の車両が4トン180キログラムで更新の時期が2024年度、第16分団の車両が4トン30キログラムで更新の時期が2023年度、第19分団の車両が3トン860キログラムで更新の時期が2020年度、第21分団の車両が4トン180キログラムで更新の時期が2024年度、第23分団の車両が3トン890キログラムで更新の時期が2022年度であります。したがって、全ての消防団員がポンプ車両を運転できるようにするために、県内には道路交通法改正後に普通自動車運転免許証を取得した消防団員に対して準中型免許証の取得のための助成制度を設けている幾つかの自治体があると聞き及んでおります。

そこで、本市においても消防分団の6台のポンプ車両が全て更新されるまでにはいささかのタイムラグがあるという事実を踏まえ、昨年の3月以降に普通自動車運転免許証を取得した団員については、準中型免許証の取得を助成することも考慮しながら、ポンプ車両の更新時には小型ポンプ積載車両への入れかえを積極的に行い、もって消防団車両の小型化を推進すべきであると考えておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） お答えします。

平成19年、平成29年の道路交通法の改正によりまして、普通自動車運転免許証の取得時期で運転ができる車両の車両総重量が8トン未満、5トン未満、3.5トン未満、最大積載量が5トン未満、3トン未満、2トン未満と区分されました。

石原議員の御質問内容のとおり、分団へ配備しているポンプ自動車は6個分団で6台あり、

その全てが車両総重量3.5トンを超え5トン未満の車両となっております。

ポンプ自動車配備、6個分団の団員数は119名おります。このうち、平成29年道路交通法改正後に普通自動車免許取得者は、1個分団2名となっており、今すぐには出動に支障があるとは思われないため、普通自動車運転免許証から準中型自動車運転免許証への取得費助成については現在のところ考えておりません。

また、消防車の車両の更新につきましては、岡見、上太田の各分団がポンプ自動車から小型ポンプ積載車に更新しましたように、地域状況などを考慮した車種の選定を行うとともに、ポンプ自動車を更新する場合は、平成29年道路交通法改正対応の車両総重量3.5トン未満、最大積載量2トン未満のポンプ自動車の導入も検討してまいりたいと思っています。

また、道路交通法の改正がありました場合には、引き続き各分団へその都度改正内容を周知してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○2番（石原幸雄君） 市内には先ほど指摘を申し上げましたように、狭い道路であるとか、住宅密集地とか、ポンプ車が入れないような地域、場所も結構ありますので、その点を十分に踏まえて小型ポンプ車への切りかえ並びに小型ポンプ車への切りかえと申しますか、車両の小型化の推進を図っていただきたいと考えますが、市長はこの6台のポンプ車のあり方についてどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も消防に関係しておりまして、ポンプ車といいますと、2線とれる普通の可搬式だと1線ということで、非常に2線になった場合、大規模な災害のとき非常に功を奏するということがございますけれども、ただ常備消防も整備されております。ですから私は各地域に各1台程度のポンプ車でいいのかな、そうすると私は3台でいいのかなということで、私は前からそういう話をしていました。やはりこれからは住宅地だったら小型、今、軽でも2台ほどたしか牛久市内でもありますけれども、非常に効率的で分団にも別にそれで支障ないという話を聞いております。ですから、これからの配備計画につきましては、小型ポンプ、そして軽、もしくはそういう配置になるのかな、ただ私もこの国からこういう道路規制が来たとき、何をもって消防行政について何を国は考えているんだと非常に憤慨したところでございます。ただ、法律は法律でございますから、これを対応するためにその分団といろいろな話をしながらこれからの消防行政、そして、モリタポンプとかそういうポンプ車会社からも3.5トン未満のポンプ自動車も今車種もあるという話を聞いておりますので、もしそのときはそのように切りかえも必要なのかなと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番(石原幸雄君) それでは、更新の6個の分団のポンプ車両について、更新の時期が来た場合には、牛久市としてはいわゆる小型ポンプ車両に切りかえの導入を進めていくと理解してよろしいですか。

○議長(板倉 香君) 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長(植田 裕君) 先ほども御答弁したとおり、議員もおっしゃるとおり、狭隘な道路もありますので、その辺、地域の状況等を考慮しながら小型化を図っていけるところは小型化を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長(板倉 香君) 石原幸雄君。

○22番(石原幸雄君) 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(板倉 香君) 以上で22番石原幸雄君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時10分休憩

午前11時22分開議

○議長(板倉 香君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番秋山 泉君。

[2番秋山 泉君登壇]

○2番(秋山 泉君) 皆様、こんにちは。公明党の秋山でございます。

通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、1点目は、LGBTについてお伺いします。

LGBTとは、性的少数者を限定的に指す言葉であります。レズビアン女性同性愛者、ゲイ男性同性愛者、バイセクシュアル両性愛者、トランスジェンダー出生時に診断された性と自認する、自分で認識する性の不一致、それらの頭文字をとった総称であります。1970年代には主にゲイが法的権利獲得や差別撤廃などを求めてプライドなどと称されるパレードやその他の活動を始め、次第に4者が合流して全世界で活動が広まりました。世界最大規模のブラジルサンパウロゲイプライドパレードでは、2009年に推計320万人が参加しております。2013年には同性結婚を認めた国は約20カ国に上り、2014年4月15日にはインドで第3の性トランスジェンダーを法的に認める最高裁の判決が決定いたしました。日本では、90年代からプライドと呼ばれるLGBTの人などによるパレードや映画祭など、LGBTへの理解を深める活動が各地で行われるようになり、LGBTという言葉が広まってきました。現在、日本にLGBT層、セクシュアルマイノリティーの人は約8%の割合で存在するとされていま

す。つまり、日本の人口の13人に1人はLGBT層ということになります。これは左ききの人やAB型の人の割合とほぼ同じであります。LGBTは、思っているよりずっと意外と身近な存在なのであります。

そうはいつでも、実際会ったことがほとんどないから余り身近に感じられないと思うでしょう。しかし、日本の4大名字と言われる佐藤、田中、鈴木、高橋、この4つの名字の割合を全て足してもその割合は日本の全人口のわずか5%でしかありません。ということは、佐藤さん、田中さん、鈴木さん、高橋さんよりもさらに多くの割合でLGBTやセクシュアルマイノリティーは私たちの周りに存在をしています。

しかし、最近ではこの御自分がLGBTであるとカミングアウトされているマツコ・デラックスやはるな愛、カズレーザーなどのタレントの影響から抵抗感を抱いている人の割合は決して多くはありません。

同性カップルに結婚に相当する関係などを認める同性パートナーシップ制度は、2015年に東京都渋谷区で条例が施行されて以来、東京都世田谷区や那覇市、札幌市などでも導入をされました。東京都国立市では2018年4月個人の性的志向や性自認を第三者が勝手に公表するアウトティングを禁じる全国初の条例が施行されております。

教育現場では、文部科学省が2015年都道府県の教育委員会などにLGBT生徒へのきめ細かな対応を求める通知を出し、16年には教職員向けにLGBT生徒への対応をまとめた手引を発行いたしました。17年に改定されたいじめ防止基本方針にはLGBT生徒への配慮が盛り込まれております。

私は、最も大事な時期が思春期であると考えます。当事者が成長する中で、性的違和を感じ、自分がセクシュアルマイノリティーであると自認したとき、親にも友達にも相談することができず、いじめを恐れ、自分を偽って生活をしていく、これからどう生きていけばいいのかかわからず、相談する相手もなく、一人悩み苦しみ、そのような日々を過ごし不登校、自傷行為、自殺等の深刻な事態になるケースもあります。実際、いじめを経験している人は7割以上、自殺を考えたことがある人は3割以上にも上っており、セクシュアルマイノリティーの人たちの自殺率は高くなっております。

教育現場のLGBTの知識不足、教育方針も難しさが取り上げられます。7月6日、RAINBOW茨城の滑川代表の講演を拝聴する機会があり、代表から、特に思春期を迎える中高生対し、教育現場では先生の正しい知識が必要であると述べられておりました。

平成25年、6つの自治体で約6,000人の教員に対してアンケートと教員研修が実施されました。そのアンケート調査結果からは、先生方の約7割が性同一性障害について授業で教える必要がある。先生方の約6割が同性愛について授業で教える必要がある。しかしその一方、

実際に授業で取り入れた割合は約14%で、教員自身がどう授業内でLGBTに関して取り扱えばよいのかわかっていないことや正確な知識がないことがわかります。そこで教育現場での対応、取り組みについてお伺いいたします。

まず、初めに、LGBTについての教員の研修についてどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 議員御指摘のとおり、文部科学省はLGBTに関して教職員への正しい理解の促進や学校としての組織的な対応を求めています。本市としても教職員に対する研修等を重要と考えています。

8月20日には、県の人権担当者を招き、各学校の人権担当者に対して県作成の人権教育指導資料をもとに指導助言をいただきました。資料には、障害、同和問題、外国人、そして性的指向を理由とする偏見や差別をなくすための取り組みが示されています。その中で、LGBTは18歳ぐらいにならないと明らかにならないが、Tのトランスジェンダーについては10歳ぐらいからそのような自覚が生まれるので、義務教育段階では特に配慮が必要だと話がありました。これらの生徒は学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、生徒の心情等に配慮した対応を行う必要性があると指導、助言を受けました。

また、岡田小、神谷小、牛久一中、南中は、8月1日に合同で研修会を開催し、LGBTについて講師を招いて学んでいます。講師は議員の先ほどの質問の中にありましたRAINBOW茨城の滑川代表でした。とても具体的な話で、学校側の理解や対応について学ぶことができました。

このように、LGBTの問題については、今後も研修等を通して教職員の理解を深めてまいります。また、児童・生徒に対して正しい知識を身につけさせ、偏見や差別をなくしてまいりたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 先ほども述べましたが、1クラス2人から3人程度いると考えられます。学校側はその点を認識されているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 市内の学校にはLGBTの疑いのある生徒・児童は複数名把握しております。把握した経緯は生徒の訴えからでした。ある生徒は、担任に制服着用についての悩みを打ち明けました。また、ある生徒は教師に提出した作文の中でカミングアウトをしました。過去には保護者からの相談で明らかになったこともあります。

議員御指摘のように、13人に1人の割合でLGBTの人がいるとすると、まだ誰にも相談

できずに苦しんだり、悩んだりしている児童・生徒はいる可能性があります。そういった児童・生徒の悩みに寄り添い、解決を図るために児童・生徒の状態を把握することは大変重要と考えておりますので、児童・生徒が相談しやすい学校の体制づくりを進めてまいりたいと考えています。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） ただいま教育長のほうから本人からの訴えやカミングアウトがあったことを伺い、本当にきつと深く悩み、苦しみ、そして勇気を奮って先生に告白したのだと考えると本当に胸が張り裂けるような、そんなせつない思いがいたします。

次に、相談しやすい環境づくりについてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） L G B Tとされる児童・生徒は、自身のそうした状態を隠しておきたい場合もあることが想定されますので、日ごろから児童・生徒は相談しやすい環境を整えておくことがとても重要だと考えます。そこで、各学校では生活アンケートや面談を定期的実施するなどして児童・生徒が相談できる機会を積極的につくっています。

また、スクールカウンセラーやきぼうの広場の臨床心理士もおりますので、それらの人材を紹介することもしています。

身近な大人である教職員は、児童・生徒にとって相談したり、カミングアウトしたりする最初の相手になる可能性が高い存在です。そこでまずは教職員自身がL G B Tについて理解を深め、相談された際に適切な対応がとれるよう市教委としましても各学校に対して指導、助言をしてまいりたいと思います。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 教職員が児童・生徒にとっての最初の相談相手になる可能性が高いと今御答弁ありましたが、全くそのとおりだと思います。R A I N B O W茨城の滑川代表も講演の中で生徒が教職員に悩みを打ち明けたところ、L G B Tへの知識不足のため先生のほうが「一緒に直していこうよ」と、こう言ったと言っていました。反対に子供はその言葉を聞いて、傷ついたというお話もありました。児童・生徒から相談されたとき、適切な対応がとれるよう今後とも御指導をお願いいたします。

続きまして、保健室や図書館、または教室などにL G B Tを理解できるようなパンフレットや漫画などの設置についてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 議員御指摘のとおり、平成29年3月に改定された文科省の「いじめ防止等のための基本的な方針」には、「L G B Tに係る児童・生徒に対するいじめ防止に向

けて当該児童・生徒の適切な支援、また、周囲の児童・生徒に対する組織的な指導を行うように」と明記されています。

議員御提案のように、学校にLGBT関連のパンフレットや書籍等を設置することは、周囲の児童・生徒のLGBTに対する正しい理解につながり、ひいてはいじめ防止等にもつながると考えます。学校には既にLGBT関連の蔵書もあります。例えば、「よくわかるLGBT多様な「性」を理解しよう」や「マンガレインボーKids 知ってる？LGBTの友だち」などです。これらの本や漫画などを学校の実態に合わせて有効活用するよう助言してまいります。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） それでは、続いてトイレの問題についてお伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在、トイレの使用についての要望等はありませんので、特別な対応はしておりません。今後そのような相談があった場合には文科省の手引にもあるように、職員トイレや多目的トイレ等の利用を進めてまいりたいと考えます。

現在、多目的トイレは市内7校に設置しております。牛久小、岡田小、牛久二小に1カ所、神谷小、牛久一中、下根中に2カ所、ひたち野うしく小に3カ所です。

今後ともトイレの改修計画がある場合には、多目的トイレの設置を検討してまいりたいと思います。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 現在7校に設置をしてあるということで、非常によいことだなと思いました。生活の中でトイレは非常に重要なものであります。LGBTの方がおっしゃるには、多目的トイレというよりもコンビニのトイレがすごく使いやすいというお話がありました。これは男の子と女の子の表示がしてあって、どちらでも使用ができますよという形になっているんですね。トイレの考え方もこれから大きく変化していくのではないかなと、男女関係なく誰もが利用できるトイレへと変わっていくのではないかと考えます。

続きまして、修学旅行でのお風呂の問題への対応をお伺いたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 過去に修学旅行等でみんなと一緒にお風呂に入ることを嫌がった事例がありまして、個別に入れるように配慮いたしました。今後もそのような相談があった場合には、入浴時間をずらして1人での入浴を認めたり、部屋風呂を使用したりするなど、柔軟に対応してまいりたいと思います。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） それでは、最後に中学校の制服についてお伺いいたします。

市内の中学校の制服は、昭和37年以来変更がなく、市内の各中学校で統一をされています。今回はLGBTへの配慮から提案をさせていただきます。

全国でいち早くLGBTの生徒への配慮としてスラックスやスカートなどを性別に関係なく自由に選べる制度を導入している自治体があります。これは、性同一性障害など性的少数者に加え、健康面や宗教上の理由などでスカートの着用が難しい生徒にも対応する面であります。

お隣の千葉県柏市では、4月に開校した柏の葉中学校でスラックスやスカートなど、自由に選べる制服の導入が決まりました。保護者からは「女性でもスカートが嫌いな人がいる」、「真冬にスカートは寒い」、「スラックスをはけたらいい」といった意見がありました。事実、真冬になると、寒い時期になるとスカートの下にジャージのズボンをはいている生徒を見かけたりします。

また、福岡県福岡市中央区警固中はセーラー服の制服を2019年度の新入生からブレザーに統一をし、性別に関係なくスラックスやスカートなどが選択できるようにする方針を明らかにしました。体温調節の機能や性の多様性に配慮するとし、性別を問わずに制服を選べるのは全国でも珍しいとのこと。福岡市教育委員会は、出生時の性と心の性が異なる生徒に対し、これまでは個別に制服を変えるなどの対応をしてきました。学校ぐるみで男女が制服を柔軟に着られるのは警固中が初めてとなるということです。

カンコー学生服によると、16年から18年に制服を新調した全国の中学校の42%、高校の69%が女子のスラックスを採用しています。本市においては、2020年4月にひたち野うしく中学校が開校します。現在市立中学校の男子は詰め襟ですが、男女ともブレザーに一新し、LGBTの生徒への配慮だけではなく、健康面や好みによって制服を選べる制度を導入してみたいかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 現在、牛久市内の中学校の制服につきましては、5つの中学校とも同一のデザインを採用しております。制服が統一されていることに関しては、市内での転校の際も保護者の負担が少ないことや大量生産により価格が抑えられる、支援が必要な御家庭に対しての制服のストックを集めやすいなどの利点があると考えております。

一方、最近制服を検討している学校においては、上着にスカートやスラックスの組み合わせにより、性別を気にせず選べる工夫をしている学校も見受けられ、議員御教示の千葉県柏市柏の葉中学校の例も承知しております。

ひたち野うしく中学校の開校に伴い、制服についての検討も生じてまいります。

制服については、基本的に各学校において学校長の主導のもと保護者とともに制服検討委員

会等を設け、さまざまな意見等を取り入れながら決められていくのが一般的で、柏の葉中学校の例でも同様の流れをたどっております。

教育委員会といたしましては、そのような流れを見守りながら必要に応じて適切な手助けをしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 現在の制服については、ただいま次長より御答弁がありましたように、数々の利点があることは承知しています。ですから、私としては制服を変えるときは新中学校を入れると6つの中学校になりますけれども、全部一斉に変えると、それで大量生産をすれば金額も抑えられてストックを残すことによって譲り与えることもできると、私はそういうふうを考えております。決してお金をかけたりとか、デザイン性に重きを置いたりとか、華美にする必要は決してないと思うんですね。ですので、そこのところをちょっと酌んでいただいて検討をしていただけたらなと思いますが、そこで市長、済みません、市長は立候補されたときに中学校新設を公約にされました。きっと来年の9月も再選されると思われるんですけども、そのときの市長の公約として、ぜひとも中学校の制服の改正を訴えていただけたらなと思うんですけども、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） この場で選挙公約というのはちょっとはばかることだと思いますけれども、ただ制服については私も市P連とか、いろんな方の話していただく、そして学校長、それからいろんな多方面の方にやはりこれ時代とともに子供も変わる、時代も変わるということで、これについていろんな話をしてくださいという指示をしております。ただ、時期についても1年かかるという、製作してかかるということなので、そう急に対応していけないということで、それを全部やる、そしてほかの龍ヶ崎なんかは各学校にやっているという話も聞いております。ですから、何がやはり子供たちに一番いいのかなんて考えながら、そして確かに僕もああいう学ランでしたけど、ただ女性服は僕も中学校にいたときからああいう服でございましたので、どうなのかなという気もしますが、リボン程度のかawaiiものをつけたりして、ちょっと変えてもいいのかなんていうことは前々から思っていたんですが、でもやはりそういうことも踏まえ、PTA、それから保護者、学校関係者、そして皆さんといろんなことを考えながら、これは余り長い時間を要さない、何かしらアクションすることも一つのというような課題だと私は認識しております。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 今、市長より御答弁いただきました。市長の言葉から生徒にとってよい方向で考えていきたいというふうにいただきましたので、ぜひとも生徒の立場に立って考え

ていただきたいと思います。

続きまして、大きな2つ目の質問といたしまして、児童・生徒のヘルメット着用について質問をさせていただきます。

平成30年度の夏の交通事故防止県民運動のスローガンを御存じでしょうか。「ヘルメット自分を守るパートナー」であります。ヘルメットは転倒や事故の際に頭を守ってくれる大切なアイテムであります。しかし、面倒くさい、髪型が崩れる、暑くて蒸れるといった理由でヘルメットの着用に抵抗を感じる人も多いのではないかと思います。転倒や事故の際に頭を守ってくれるのがヘルメットの最も大切な役割です。自転車に乗るときは常に危険と隣り合わせであることを忘れてはいけません。自分自身は安全運転をしていますが予測ができない事故や転倒などで頭を強打してしまうと頭蓋骨骨折や脳震盪、最悪の場合は死に至る可能性もあります。車道を走行するということは、コンパクトなもので1トン前後の重量がある車が自分のすぐ横を走っていることを認識することが大事で、どんな安全運転をしているつもりでも常に危険にさらされているということでもあります。

カナダ、オンタリオ検視局のナビンドラ・パーソウド氏が自転車の走行中にヘルメットを着用していない場合、頭部のけがによる死亡リスクが3倍以上に上昇するとの調査報告を発表しました。パーソウド氏は、オンタリオ州内で2006年から2010年に自転車事故で死亡し検視を受けた129人のデータをもとに検討をいたしました。頭部のけがが原因で死亡した人を症例群、頭部以外のけがで死亡した人を対照群に設定をし、ヘルメット着用の有効性を調べました。その結果、ヘルメットをつけていない場合、頭部のけがによる死亡リスクが3.1倍に上昇いたしました。ヘルメットを着用しない場合は若者に多く、年齢を18歳以下に限定するとヘルメットの無着用による死亡リスクは3.5倍に上昇をいたしました。これらのデータからヘルメット着用が自転車走行中の死亡リスクを減少させることを政策や教育現場において認識をしていかななくてはなりません。児童・生徒、また保護者に対して自転車走行中のヘルメット着用の必要性を指導していくことが重要と考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 自転車の死亡事故では、頭部損傷によるものが最も多く、議員御指摘のとおり、ヘルメットの着用によって自転車走行中の死亡リスクを減少させることは十分に認識しているところでございます。

5月に県内の中学生が自転車乗車中に乗用車にはねられ死亡するという痛ましい事故もございましたので、各学校には交通事故の未然防止の徹底について何度も指導してきております。各学校では、児童・生徒に対して自分の身は自分で守る意識を徹底すること、自転車に乗車する際には頭部保護のためのヘルメットを着用することなどを指導してきております。

また、保護者に対しましても同様のことを周知するよう指導しております。

今後も命を守る観点からヘルメットの着用につきましては、児童・生徒に継続して粘り強く指導してまいります。

また、保護者に対しましても平成20年6月に道路交通法が改正され、13歳未満の児童にヘルメットを着用させる努力義務が課せられていることを学校だよりや懇談会等を通して改めてお伝えし、御理解・御協力を得られるようお願いをしまいたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） それでは、これからもヘルメット着用の指導をお願いいたします。

長野県佐久市では、小学生の登下校時にヘルメットの着用を義務づけています。命を守るということから小学校1年生に入学するとき全員に無料で渡しています。これにより登下校時における事故は、いずれもすり傷や打撲と軽いけがで済んでいるということでもあります。児童・生徒全員が日常生活の中でヘルメットを着用する習慣をつけることは必要と考えます。小・中学校の登下校中のヘルメット着用についてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久市においては、中学生の自転車登下校時のヘルメット着用を学校で指導しておりますが、一方で徒歩通学者のヘルメット着用については導入していない状況でございます。

茨城県が本年5月に市町村を対象に行った調査では、管内全ての小学校で徒歩通学者のヘルメット着用を導入している市町村が7団体、一部の学校で導入している市町村が4団体ございました。導入していない市町村が33団体ある状況です。

県との調査結果から見える導入に向けての課題としては、予算、費用負担が最も多く、次に保護者の理解が課題とされています。また、児童の体の成長に伴い、買い換えを行う必要があることも課題とされております。

市といたしましても通学時におけるヘルメット着用の有効性は感じておりますが、一方でこのように幾つかの課題もございますことを示されていることから、市町村の動向を見ながら進めたいと思います。

私も1週間ぐらいに水戸に出張した際、登下校の子供がヘルメットをつけて歩いていました。ああということで、そういうこともあるんだという話を聞いて、ここに質問がなされました。また、私たちいかがでしょうか。数十年前ではシートベルト、あれは義務であったり、つけなかったりということで、今はもう恐らく100%近い方が自動車シートベルトしている。ですから、いろんな社会のそういう、何ていうんですかね、機運といいますか、それも必要でございますし、やはり安全にはどうしたらいいかということもあって、そういうシートベルトと同

じように子供のヘルメットもこれからの時期に来るのかなと私は感じております。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） ヘルメット導入に向けては市の予算、費用負担が大きな課題になると御答弁いただきました。確かに一部補助にしても、全額補助にしても高額な予算が必要となります。また、暑い日にヘルメットをかぶらせ、汗だくになって登下校させる必要があるのかという保護者の方の御意見もあるかと思えます。これまで登下校時の列に車が突っ込み多くの児童の命が奪われてきました。もし、ヘルメットを着用していたら救えた命があったのではと考えます。事故が起きて、命が奪われてからでは遅い。今後も検討課題として取り組んでいただきたいと思えます。

最後の質問です。ひきこもり訪問支援についてお伺いいたします。

国のひきこもりの定義は、買い物などを除いて家族以外とはかかわらず半年以上家に閉じこもっている人とあります。主に若い男性の問題とされてきました。厚生労働省は2018年度から自治体の担当者らがひきこもりの人を訪問して就労体験への参加を促す地域における訪問型就労準備支援事業をスタートさせました。本市のひきこもりの実態についてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 牛久市のひきこもりの人数につきましては、把握してございませんが、平成29年度におきまして社会福祉課に3名の方から相談が寄せられ、精神保健福祉士が年34回継続して対応しているところでございます。

ひきこもりに対する支援は、電話相談、面接及び訪問を通して保健所で実施する家族教室の情報提供や医療行為が必要な方に対しては、医療機関への受診勧奨を行っております。

しかしながら、相談はあるものの、訪問を拒否され本人に会えないケースもあり、関係機関につなぐことなどが非常に難しい場合はございますが、今後におきましても電話相談、面接、訪問を通してひきこもりに関して支援してまいります。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 家族だけでひきこもり状態を脱出させるには限界があると思えます。行政の新たな支援に対する期待は大きいと考えます。

訪問支援事業では、自治体担当者がひきこもりの人の家を何度か訪問して、本人や家族に状況を聞いた上で、地域で行われる就労体験への参加を促します。まずは商店街や社会福祉法人、公民館、農園などで働く喜びや達成感を感じてもらい、最終的に企業での就労につなげていきます。あわせて就労体験先の開拓や参加対象とのマッチングも行っています。

課題は、訪問支援に携わる担い手をどう確保するか。今のところ、ひきこもりの人をサポー

トしているNPOや支援経験のある社会福祉法人の職員などを想定しています。

政府は、既にひきこもりの人の社会復帰に向けて就労体験を行う就労準備支援事業を15年4月から進めてきました。福祉事務所が設置されている自治体が取り組むこの事業は、17年4月時点で393自治体、設置は902自治体が実施しており、ひきこもりの人に就労体験の機会の提供やマナー指導を行っています。

国は、同事業を実施する自治体に対し、事業費の3分の2を補助していますが、新たに訪問支援を行う場合も同等に補助を行います。なお、訪問支援への補助は同事業の実施自治体に限られます。

ひきこもりの自立支援に独自に取り組む自治体はふえています。秋田県藤里町では地域福祉拠点を開設して、戸別訪問で呼びかけたり、就労体験をしてもらい、着実に社会復帰させているといいます。仕事を紹介する登録制度も創設しています。政府はこうした先事例を紹介して就労準備支援事業を行っていない自治体が取り組みやすい環境を整えることも重要であると考えます。

ただ、長期間ひきこもっている人が社会復帰をするのは容易ではありません。内閣府が15年に行った調査によると、15歳から39歳までのひきこもりの若者は、約54万人いると推計されます。10年時点より約15万人少なくなっていますが、ひきこもり期間は7年以上の人が約35%に及び、長期化していることが浮き彫りになっています。これに加えて、ひきこもりの高齢化も大きな課題となっています。ひきこもりが長期化すると、親も高齢化になり、収入がなくなり病気や介護で生活が困窮するケースも顕在化しています。80代の親と50代の無職の子供が同居し、社会から孤立して困窮する状況は、8050問題と叫ばれており、新たな支援のあり方を考える段階を迎えているのではないのでしょうか。ひきこもりの人にどう社会で活躍してもらうか、訪問支援を含めたきめ細かな支援を強化する必要があります。本市におけるひきこもり訪問支援、地域における訪問型就労準備支援事業についてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 訪問型就労準備支援事業につきましては、平成27年度から開始されました生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業において、訪問支援等の取り組みを含めた手厚い支援を充実させるとともに、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の推進を図り、相互の連携を強化するため、国の平成30年度予算で定められました。

就労準備支援事業は、生活習慣の形成に必要な日常生活訓練、対人スキルなどの社会生活において必要な能力の形成に向けた社会生活自立訓練、継続的就労に向けた就労自立訓練など、生活保護の被保護者、ひとり親家庭を含めた生活困窮者に対して実施するものでございます。

牛久市におきましては、就労準備支援事業につきまして、生活困窮者自立支援法での任意事業であることから実施してございませんが、ひきこもりを初め、生活困窮者が自立する上で就労につなげることは非常に重要なものと考えてございます。

また、国におきましても自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業の一体的実施を推進していることから、就労準備支援事業の実施につきまして検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 若い男性が部屋に閉じこもるケースが多いと言われたこれまでのひきこもり、しかし今その実態が大きく変わってきており、当事者の高齢化や女性も多くなっています。それぞれ理由もあり、身近にあるものと考えられます。就労支援はひきこもりから脱却するための一つ的手段ではありますが、全てではありません。多様化する中でさまざまな自治体の取り組みが今後求められると考えられます。

先日もテレビを見ていましたら、ひきこもり女子会とか、またひきこもりの人たちの集団生活などがされている団体などもあったと報道をされていました。本市においても気軽に参加できるようなイベントを開催したりと、今後の事業に大いに期待をし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で2番秋山 泉君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午後0時09分休憩

午後1時10分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、21番小松崎 伸君。

〔21番小松崎 伸君登壇〕

○21番（小松崎 伸君） 無会派の小松崎 伸でございます。今回45回目の一般質問ということで、これが牛久市議会最後の質問となります。よろしく願いをいたします。

それでは、一括質問にて質問をいたします。

前池邊市政の「数々の疑惑」への調査、市民への開示、損害賠償請求等、適切な対応についてであります。

根本市長は、この数々の疑惑を明らかにすることを大きな使命として牛久市長に就任をされました。特にこれまで小坂城址の問題につきましては、第三者委員会、そして議会での特別委

員会の設置などの経緯をたどってきたわけではありますが、牛久市としてのこれまでの対応、市民への開示について、その見解、そして今後の方針について伺います。

次に、行財政改革のためのプロジェクト、施策展開についてであります。

根本市長就任以来、毎年度予算編成において厳しい状況が続いております。真に無駄な事業を把握し削減する努力、内部体制、プラン・ドゥ・チェックを部署ごとに期限を定め実行するなど、その施策展開の状況についてお伺いをいたします。

次に、タウンミーティングのあり方について伺います。

現在は行政区の役員だけが出席している形であります。そこで提案であります。今後、市長みずから行政区または小学校学区単位で出向き、より多くの市民と直接顔を合わせ、議論する形はどうかをお聞きいたします。市長の基本理念は、「対話による自治体運営」であったと記憶をしております。

次に、空き家対策についてであります。

牛久市は、県内で最初に空き家条例をつくりました。しかし、その後の取り組みについて、現場の実情にその対応が追いつかないようにも見受けられます。実際、一番迷惑しているのは隣の家、隣の土地であります。今後、その実情を十分考慮し、地方自治体が対応しやすい法案を国会で議決してほしいと考えます。牛久市の今後の取り組みについて伺います。

続きまして、エスカドビルの問題の対応についてであります。

昨日、議員連絡会におきまして、副市長に丁寧な説明をしていただきました。しかし、多くの市民はマスコミに出た大きな金額に不安と怒りを持っています。怪文書にその都度対応する必要はないと思いますが、改めて市民が納得のいくようわかりやすい説明をいただきたいと思っております。

最後に任期残り1年、自治体運営への根本市長の取り組み、決意についてお伺いをいたします。

私は、人口減少社会への対応として、自治体制度の改革は不可避であると思っております。国の税金を当て込んで地域振興を競う行政から脱却し、住民にとって真に必要な行政機能の維持に重点を置く時代、時期に来ていると思っております。

根本市長の所見を伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 初めに、前池邊市政の「数々の疑惑」への調査、市民への開示等、適切な対応についてお答えをいたします。

平成27年10月の根本市長就任時、市民の間には小坂城址の土地購入に関して市に疑惑の目が向けられておりました。このような状況の中、疑惑の解明に向けた調査委員会を立ち上げ

るべく、同年12月議会におきまして牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会設置条例案を上程いたしまして、議会の議決をいただきました。

平成28年1月には、県内の弁護士、司法書士、税理士の各関連団体に公正・中立な立場から委員の推薦をお願いし、同年2月に3名の委員からなる牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会が設置され、調査が開始されました。

調査内容は、関係資料の精査、市職員に対するヒアリング、関係者からの直接または書面による聞き取り、第三者である不動産鑑定士に対するヒアリング及び本件土地の評価額の妥当性に関する意見書の取りつけなどで、調査期間は平成28年2月19日から平成29年7月21日までの約1年5カ月で、その間14回の会議を行い、平成29年7月28日に調査報告書が提出されました。

この調査委員会は、法的な強制力を持たないため、関係者の全てに対しての聞き取りができなかったこともあり、全容の解明には至りませんでした。委員の方々には限られた情報の中で全力を尽くしていただいたと考えております。調査結果につきましては、議員、報道関係者に発表するとともに、市の情報公開統合窓口やホームページでも公表しております。

現在、議会におきまして、百条委員会での調査が継続されておりますが、再び小坂城址にかかわる百条委員会が設置されたきっかけとしても、この調査委員会の調査結果によるところが少なくないものと考えております。

また、調査委員会が果たした役割につきましては、一定の評価がなされるべきであると考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） それでは、私のほうからは行財政改革のための施策の展開についての御質問にお答えいたします。

牛久市の行財政改革は、平成27年度に策定しました「牛久市第6次行財政改革大綱」をその指針として定め、推進しております。

大綱の基本方針では、牛久市が将来にわたり継続的に発展していくために必要な安定した財政基盤を確立することにより、少子高齢化社会の影響による税収減、急速な高齢化に伴う医療費の増大等による扶助費の大幅な増加など、直面する厳しい財政状況下にあっても魅力あるまちづくりを推進し、選ばれ続けるまちとなるよう行財政改革に取り組むこととしております。また、平成29年の3月にこの大綱を一部改定しております。

社会経済情勢の変化に耐えられる強固な財政基盤を確立するために、子育て世代の転入者増、観光資源の醸成、企業誘致と未活用資産の運用、これらについて各種施策を実施し、必要な財源確保のための適切な市債活用については、実質公債費比率を管理指標として進捗管理を行っ

ております。

また、事務事業の効率的な展開を図るため、補助金の見直し、公共工事のコスト削減、事務事業全般にわたる見直しを行い、運営経費の縮減を行っております。中でも市制施行後に整備されました各公共施設が一斉に更新時期を迎えるため、その対応策として「牛久市公共施設等総合管理計画」を策定し、総合的かつ計画的な維持管理を進めるとともに、利用料についてもこの計画の中で検討を開始いたします。

新たな行政課題や多様化する行政ニーズに対応するため、対処すべき課題と各部署において行う業務の横断的な把握、管理を行い組織の再編等も行い、効率的な行政運営システムを構築します。

また、市職員は事務事業の予算段階のみならず、事業を実施する上においても経費や手法の再検討を行うなど、常にコストを念頭に置き予算執行に努めております。

今後も市職員が一丸となり行財政改革に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 私のほうからは、タウンミーティングのあり方につきまして御回答申し上げます。

現在、タウンミーティングは市内各小学校区ごとに区長を初めとした行政区役員に市役所会議室にお集まりいただきまして意見交換を行う形で半年に1回の頻度で実施しているところがございます。

会場につきましては、各行政区の区民会館などの集会施設に伺うことも検討したところでございますけれども、市主催の複数の行政区をまたぐ形で行う形態では、現行の方法が適していると考えております。

各行政区ごとの御意見は、地域特有のほか、市内ではほぼ共通の課題である少子化や超高齢化社会を起源とする事象など、さまざまでありまして、お互いの悩みや課題を知るという意味で行政区相互のためにも有益な場になっております。

また、市執行部が市の施策や行政課題について説明することにつきましては、会場にお集まりいただいた方々の御意見をいただく時間を多くとることが大切なことでありますが、市としても市の施策や行政課題について理解していただく場として設けておりますので、御理解いただきたいと思います。

しかしながら、限られた時間でありまして、市の説明と意見交換をどのように配分するのがよいか参加した皆さんの反応を見きわめて率直に見直す必要性もあると認識しているところでございます。

同時にアンケート調査結果のように、定量化されたデータでは得られない肌感覚、また空気

感といったものを感じるためには、やはり顔合わせ、できることなら膝を突き合わせるような対話が一番大事なことだとも認識しているところでございます。

今後のタウンミーティングのあり方につきましては、これまでのやり方にとらわれることなく、多くの市民のさまざまな生活実態を踏まえ、行政区代表という切り口に加えて、スポーツ、子育てなど多様な分野のグループとの御意見を交わす機会を設け、市民の視点に立ったまちづくりに役立ちますようタウンミーティングの手法を柔軟に変化させていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 私のほうからは空き家対策についてお答えいたします。

牛久市では、平成24年7月1日に「牛久市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」を施行し、生活環境の改善等の空き家等対策を推進しております。また、国においても平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、国、県、市町村が一体となって空き家対策に取り組むことが規定されました。

これまで情報提供により市で把握している空き家の数は、8月1日現在579件で、新たな居住や更地化による解決や助言等による改善が497件となっております。しかしながら、いまだ82件が未解決で、このうち11件は所有者が不明となっております。

また、昨年度から水道データをもとに実態調査を実施し、その結果、579件のほかに新たに昨年度215件の空き家が判明いたしました。居住や更地化になっていることを確認いたしまして、現在135件が空き家となっております。

解決に向けたスピーディーな対応、手法についてですが、空き家という個人財産に対しては、空家特措法においても相当の猶予期間を与えながら改善策を進めることがガイドラインにより示されています。そのことから慎重に対応することが必要と考えております。

次に、空家等対策協議会の運営状況についてですが、平成28年9月28日に協議会を設置し、これまで4回の会議を開催いたしました。主な内容は、「牛久市空家等対策計画」の策定、「特定空家等」の認定に対しての意見聴取等でございます。今後も「特定空家等」の認定に対して、また特に問題となっております「所有者不存在物件」の対応について意見聴取をお願いしたいと考えております。

次に、市民、行政区等からの苦情に対する流れについてですが、空き家に対する苦情や情報提供を受けた場合は、まず現地を確認いたします。現在状況を写真撮影し、所有者及び管理者調査を行い、助言及び指導文書等を特定郵便物で送付し、さらに連絡がつかない場合には直接居住地を訪問し、空き家の適正管理等について助言、指導を実施しております。

次に、市民、行政区等からの空き家情報を得るための取り組みですが、昨年10月に牛久地

区、岡田地区、奥野地区と地区ごとに3回に分けて8月に策定した「牛久市空き家等対策計画」の区長説明会を実施したほか、広報うしく11月1日号に空き家の特集記事の掲載、12月には市で把握している空き家情報を地図上に表示し、各区長に配布し情報提供をいたしました。

また、現在、昨年に引き続き水道情報をもとに空き家の実態調査を行い、新たに判明した空き家所有者等に対してアンケート調査を実施したところでございます。

次に、民泊等の利活用の方向性についてですが、空き家の民泊施設としての実施、活用につきましては、増加が見込まれる外国人観光客の宿泊需要への利用など、幅広く空き家を利活用することにより、空き家の解消につながるといった点では社会的な貢献度も高い事業であると考えます。

今般、市街化調整区域での取り扱いなど、国の見解が示されましたので、県及び自治体の取り扱いが決まっていないため、今後の検討を要すると考えております。

最後に、今後の取り組みについてですが、空き家対策では、空き家になる前の抑制対策が重要であることから、所有者、市民等の情報提供等として、空き家の適正管理の重要性や空き家バンクの紹介等を網羅した啓発冊子の全戸配布、行政区長へ市で把握している空き家の情報提供を行ってまいります。さらに、市民満足度調査で要望の多かった空き家対策の推進の施策として、次年度の平成31年度固定資産税納付通知書送付封筒に啓発チラシを同封させていただき、空き家所有者を含む牛久市民に存在する土地建物の所有者に対しまして、住まいや空き家に関する意識啓発を促すために今期定例会に補正予算を計上させていただいております。相談体制としては、無料相談会を開催し、より多くの所有者等の相談に対応できるよう進めてまいります。

所有者不存在物件の対応については、解決策の方向性を検討しているところでございます。物件の調査を行っていく過程で土地と建物の所有者が違う、登記が何代にもわたってなされていないなど、複雑多岐な状況も見受けられることから、法令、不動産、建築等の専門分野の方の見解等をお伺いしながら物件ごとに対応状況を考察していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） エスカードビル問題の対応につきましてお答えいたします。

このエスカード牛久に関する問題につきましては、7月26日の市議会全員協議会で議員の皆様にご報告させていただきましたが、その内容が新聞報道等に取り上げられたことにより、市民の皆様も御心配のことと存じます。

この問題の発端は、昨年2月1日にエスカード牛久からイズミヤが退店したことにより、イ

ズミヤが契約に基づきこのビルを管理運営する牛久都市開発に対し、預託している高額な敷金の返還請求をしていることをございます。

エスカード牛久には、多数の地権者からなる共有床があり、その床は牛久都市開発が一括して賃借した上で、各テナントに転貸するという流れになっているため、テナントであるイズミヤは契約に基づき牛久都市開発に敷金を預託し、牛久都市開発も契約に基づき地権者に敷金を預託している状況にあります。イズミヤに対して敷金を返還する義務があるのは牛久都市開発になりますが、現在、牛久都市開発に高額な敷金を一括で支払えるだけの原資がないということが問題となっております。

当初、イズミヤは、牛久都市開発に対して敷金と同様に保証金を預託しておりましたが、この保証金につきましては、牛久都市開発が地権者に支払う共有床の賃料から差し引き、毎月の分割返還を行うことで平成26年6月に返還が完了しております。現在の牛久都市開発が置かれている状況を踏まえると、保証金と同様に敷金につきましても継続して返還していく話があったと聞いておりますが、今としましては当時そのような対応をとって急なテナントの退店に備えるべきだったのではないかと考えております。

市は、民間の問題であるこの敷金返還に対して直接的なかわりはございません。しかしながら、今後、市が牛久駅前のまちづくりを推進する上で中心拠点となるエスカード牛久が適正に維持管理されていることは必須であるため、このビルを管理運営する市の出資法人である牛久都市開発の存続は、まちづくりにおける重要課題と捉えております。

牛久都市開発につきましては、地権者からの速やかな敷金回収や金融機関からの融資など、敷金返還に向けた計画を立ててイズミヤとの協議に臨み、会社として最大限の努力を行う必要があります。それとともに、市としましては、牛久都市開発より支援協力依頼があり、必要となる支援につきまして、今後予定しているイズミヤ所有床の売買と一体にまちづくりを推進する上での最重要な取り組みとして市民の皆様がいかにかに思い、考えるのかということを考慮しながら対応してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も早いもので平成27年10月3日の初登庁以来、約3年が過ぎました。3年の間、私は市民の皆様にご支持いただき、12の提案の実現に向け邁進してまいりました。

私が就任直後から大きく動いたものの一つには、ひたち野うしく地区への中学校建設でございました。議員の皆様、そして関係各位の御理解をいただき、建設計画は平成32年4月の開校に向けて順調に進んでおります。

また、子供の医療費助成につきましても18歳までの対象範囲を拡大し、子育て世代の精神

的、経済的な支援を手厚くいたしました。

また、武道館は、国体の開催に合わせて運動公園の中に建設することで、国・県の補助を生かし、市の負担を抑え建設中でございます。また、災害時には避難所としての機能、平常時には武道を中心としたスポーツ施設として多くの市民の皆様から御利用いただき、市内外から交流人口を呼び込む力となる施設であります。

重点地域への防犯カメラの設置による防犯力の強化という提案についてでございますが、現在市内の公共施設、あるいは路上には483台の防犯カメラが設置されており、このうち約80台は私の就任後でございます。この3年の間に設置したものでもありますが、安心・安全のために急ピッチでふやしてまいりました。しかしながら、最新の市民満足度調査でももっと充実してほしい施策の第1位は夜間の人通りの少ない地域における安心・安全の確保でございます。今後さらに予定を前倒しして進めようと思っております。

笑顔のまち牛久をつくるために、市民の皆様にご支持いただき、私の提案を実現しようと懸命に尽力し、小松崎議員を初め多くの皆さんに支えていただきました。この場をかりまして御礼を申し上げます。おかげさまをもちまして私の提案の幾つかは既に実現にこぎつけることができました。しかしながら、先ほど答弁ございました空き家対策や認知症対策など、まだまだ道半ばといった提案も残っております。牛久駅周辺の立体駐車場整備は、駐車場を考える前にエスカード牛久ビルの空き家のフロアを解消し、にぎわいを取り戻す筋道をつけなければなりません。

昨年の2月イズミヤの閉店後、私はこのことに多くの力を傾注いたしました。そして多くの協力を得ながら5月に食品スーパー「TAIRAYA」の出店を実現いたしました。さらに、ことし5月にはフィットネスクラブのゴールドジム、県内で初めて出店いただきました。今後引き続き注力をしてまいります。

そして、長く牛久市の人口増加を支え続けてきたひたち野地区には、中学校や武道館建設などによりまちとしての魅力を一層高めているものの、市外から流入するなどの人口を受け入れる土地が残りわずかになっております。せっかく魅力の高いまちに引っ越しを希望する方のためにもこの状況を打開し、新たな住宅用地を提供する取り組みを強化していかねばなりません。

まちのにぎわいづくりのために昨年以來取り組んでまいりました牛久シャトーの日本遺産認定は、皆様御存じのとおり、残念な結果となりましたが、再度認定を目指して準備したいと考えております。幸いパートナーを組んでいただいた甲州市の田辺市長におかれましても、もう一度牛久市と一緒に日本遺産認定を目指したいと言ってくださいました。私としてもぜひ実現したいと考えております。

人口減少、少子化、そして超高齢化が同時に進行する時代に十分な住民サービスを提供して

いくためにも、また、活気ある笑顔のまちであるためにも自治体同士が協力し合う、地域連携を重視する必要があります。牛久沼の水辺にできる龍ヶ崎の道の駅は、牛久にとっても盛り立て、その恩恵は行政の境なく周辺に行き渡るよう取り組まねばなりません。

地域連携は、公共交通を考えるとときにも重要です。

昨年2月には運行が始まった稲敷エリア広域バスのような複数の自治体が連携し運営する公共バスは、重要性を増していくものと思われます。

県南一帯でも人口減少が進む中、人口が流入するまちの魅力を保つとともに、人口が流入するまちの責任を周辺市町村と連携しながらしっかりと果たしてまいりたいと思います。

まさしく光陰矢のごとしと申します。思い返せば小松崎議員との意見交換では多くの貴重な刺激を与えていただきました。これからも私は、牛久市の市営運営にひたむきに、一心に取り組んでまいりますので、これからもよろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 再質問は一切ありません。

根本市長さんにおかれましては、今後、方針を明確にさせていただいて、職員全体をリードしていただき、さらに積極的な市政運営、牛久市のために頑張っていただきたいをお願いをいたして私の市議会の最後の質問を終わりといたします。

○議長（板倉 香君） 以上で21番小松崎 伸君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時50分といたします。

午後1時42分休憩

午後1時52分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番山本伸子君。

〔13番山本伸子君登壇〕

○13番（山本伸子君） 改めまして皆様、こんにちは。山本伸子でございます。

今回、私は、持続可能な都市経営のあり方について2つの質問をしております。1つは財政面から、もう一つはまちづくりのハード面からです。どちらにも関連することは、人口の減少と高齢化という差し迫った問題です。

「人口減少時代の都市」という本を記した諸富 徹氏は、歳出の優先順位を検討する際に、投資概念を導入することが極めて重要であると言われております。それまで費用とだけ捉えていたものを投資として捉え直すことを強調しておられます。歳入面では個人住民税と土地や不動産

産の価格に連動する固定資産税が減っていき、歳出面では扶助費と言われる高齢者、障害者、低所得者などに支給されるサービス給付が増加していきます。そんな中では、何に投資をするのか、そしてその結果、税収を含む収入を上げて、それを財源に市民の福祉の水準を引き上げていくのかということが都市経営の視点として大切になってくる、その観点で今の牛久市の現状を確認していきたいと思います。

まず1つ目は、平成29年度決算から見る財政構造です。

市の基本的な経費を盛り込んだ一般会計のうち、使い道が特定されず、自治体の裁量で自由に使える一般財源に絞って質問してまいります。

1番目は、歳入に占める一般財源についてです。

一般財源のうち、経常一般財源と呼ばれる経常的に毎年入ってくる収入は、財政運営を進める上で大切な視点となりますが、牛久市の経常一般財源が歳入に占める割合とその推移や今後の傾向について伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 御質問にお答えいたします。

まず、平成29年度の牛久市の経常一般財源につきましては、約146億3,000万円となり、歳入決算総額約276億9,000万円の53%を占める結果となっております。

平成25年度以降の5年間で比較をしてみますと、平成25年度が48%と一番低く、50%を下回ったものの、そのほかの年度では50%を超える値を維持しております。

また、この割合を近隣市町村と比較してみますと、龍ヶ崎市が56%、稲敷市59%、つくば市54%、取手市56%、阿見町50%となっており、現状値としては近隣市町村と同水準であるという状況でございます。

次に、今後の傾向についてでございますが、牛久市の経常一般財源のうち、77%は市税によるものです。先般の牛久市議会議員全員協議会で税務課より報告がありました市税10カ年見込みでは、今後の市税の減収が示されており、見込み値のとおり市税が減少することになれば経常一般財源収入も減少し、財政の硬直化につながるものと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 次に、自治体がみずから自主的に収入できる自主財源の主なものである地方税と使用料、手数料について質問いたします。

地方税は、平成27年度と28年度では2億円、平成28年度と今年度では約1億円の増額となっております。増額の要因と地方税の構成比率、また今後の推移について伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 決算における市税歳入につきましては、平成28年度は対前年

度比で約2億1,100万円の増、また平成29年度は対前年度比で約1億2,600万円の増となっております。

増収となった主な要因についてでございますが、いずれも固定資産税によるもので、平成28年度、平成29年度ともに桂・奥原工業団地内企業による工場の新設や償却資産の増設が主な要因となっております。

次に、平成29年度市税歳入に占める各税目ごとの構成比率についてでございますが、法人を含む市民税が47.1%、固定資産税が40.8%、軽自動車税が1.3%、市たばこ税が4.1%、都市計画税が6.7%となります。

また、今後の市税歳入につきましては、10カ年税収見込みでもお示ししましたとおり、緩やかに減収になると予測をしているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 次に、使用料、手数料の推移、それから今後の考え方についてですが、これらは市民の家計に直結することから、受益者負担を理由の値上げが争点になることもしばしばあるようです。

地方財政白書によりますと、自治体歳入全体の中で使用料、手数料が占める割合は、全国的に2.1%と高くはないようですが、当市の場合の使用料、手数料の主なものと収入に占める割合の推移についてはいかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 平成29年度決算統計における使用料、手数料につきましては約5億1,000万円で、歳入全体の1.8%を占めております。

このうち、主なものといたしましては、じんかい処理手数料が約1億5,000万円と一番大きく、次いで公立保育園の保育料が約8,000万円、ひたち野うしく小学校プール使用料が約6,000万円、市営住宅使用料が約5,000万円となっております。

次に、使用料、手数料の推移についてでございますが、平成25年度以降の5年間で比較いたしますと、構成比としましては平成25年度の1.7%が一番低く、最大でも平成27年度、28年度の1.9%であり、約2%弱で推移する結果となっております。

また、金額といたしましては、平成26年度の約4億8,000万円が一番低く、平成27年度の約5億2,000万円が一番高い値となっております。

茨城県が公表しております平成28年度決算値での県内の市町村平均値では、使用料、手数料は歳入全体の1.6%と示されており、この値と比較しましても歳入決算総額に占める割合としましては、当市の値は平均的な値であると考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 平均的な値だという御答弁でした。

北九州市では、これまで無料で開放していた学校施設の使用料を今年度から徴収する検討をしているそうです。教育委員会が負担していた光熱水費や管理経費をもとに使用料を設定するということです。牛久市も公共施設総合管理計画を策定し、今後長寿命化、施設の更新などに多くの費用がかかることが示されました。この計画を策定するに当たって、公共施設カルテを作成し、各施設の歳入や歳出、設備の状況を調査したそうですが、このカルテを見ますと、平成27年度ですが、例えば中央生涯学習センターでは維持管理に約1億円かかっているのに対し使用料として徴収しているのは1,300万円、約1割、三日月橋生涯学習センターでは約500万円かかっているのに対し使用料は10万円で2%、総合福祉センターでは7,000万円かかっているのに対し使用料は約30万円、0.4%となっています。

施設ごとに規模やその目的はさまざまではありますが、維持管理経費に対して施設を利用する市民がどれだけ負担をするのかは、この計画ができたことにより検討する余地があるのではと思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 受益者負担につきましては、市議会でも何度か議論がなされてきたところではございますが、平成28年度に策定いたしました牛久市公共施設等総合管理計画では、市内111の公共施設の現況を明らかにし、今後の管理運営方針を定めました。

議員の御指摘のとおり、各施設の維持管理費には莫大な経費を必要としております。平成28年度の中央生涯学習センターでは、8,300万円強の維持管理費に対し、使用料、貸付料収入は1,260万円でした。経費に対しての使用料等の割合は15%ほどでございました。三日月橋生涯学習センターは約440万円の維持管理費に対し17万8,000円の使用料で約4%、総合福祉センターでは3,000万円の維持管理費に対し211万6,000円の使用料、貸付料で7%でした。一方で、牛久クリーンセンターは7億4,300万円の維持管理経費がかかりましたが、手数料等は1億4,945万円で約20%、ひたち野リフレでは維持管理経費1,773万円に対し使用料、貸付料が2,350万円あり、132%となります。なお、これらの維持管理経費には人件費は含まれておりません。

公共施設を運営していくには、多額の維持管理費用がかかり、先ほどの例からもわかるように、その財源としては一般財源が充てられています。そのことからその施設を利用しない市民の税金も充てられていることになり、そのため特定の行政サービスを受ける受益者が応分の負担をするということにより公平性、公正性を確保することができるとしているのが受益者負担の考え方と認識しております。

以上のことから、策定しました計画においても基本方針として受益者負担の適正化の取り組

みを行うこととしており、8月7日に開催いたしました本年度第1回目の牛久市公共施設等総合管理計画推進本部では、各施設の利用料、使用料について受益者負担の適正化を踏まえた検討を始めることと決定をいたしました。今後は各種施設の特性或多面性を考慮し、慎重な検討を行いたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 受益者負担の適正化の検討に入ったとの御答弁でした。

これに関しては、基本的な市としての考え方や指針を示しながら市民生活にも密着したことです。進めていただきたいと思います。

続いて、国や県から交付される依存財源のうち、国庫支出金の内訳と推移について質問いたします。

特定の行政目的を達成するためにその経費に充てることを条件に国から交付される交付金です。特定財源となります。生活保護や児童福祉、老人福祉、障害者自立支援などの負担金があると思いますが、その内訳や近年の特徴などありましたらお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 平成29年度決算における国庫支出金につきましては約42億3,000万円となり、平成28年度から5億6,000万円の増加となっております。

国庫支出金は、対象事業費に対しての一定割合が交付されるものが多いことから、歳出の状況、その中でも特に投資的事業の採択状況により著しく増減することもございます。

平成29年度決算では、国の経済対策事業として実施した牛久一中体育館の建設、牛久南中学校大規模改造事業や5カ年継続事業として実施しております牛久クリーンセンターの長寿命化事業の増額に伴い、国庫支出金全体の決算額増加にもつながっております。

一方、ただいま御質問にありました生活保護を初めとした扶助費に対する補助、いわゆる経常的な補助金につきましては、平成25年度以降の5年間で比較しましても毎年増加を続け、平成29年度では前年度から約2億6,000万円の増加となる約30億8,000万円となりました。

これもまた歳出面における事業費の増加によるもので、特に扶助費のうち障害者自立支援給付に対する補助が前年度から約8,000万円増加となる約5億2,000万円、生活保護に対する補助が前年度から1億2,000万円増加となる6億9,000万円、民間保育園の運営に対する補助が前年度から3,000万円増加となる4億8,000万円となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 投資的事業はその年その年での増減があるということですが、扶助

費は5年連続して増加しているとの御答弁だったと思います。

それでは、2番目です。歳出に占める一般財源について質問してまいります。

目的別歳出の科目別に一般財源がどれだけ充てられているかを示す充当一般財源は、自治体の裁量で使える財源だからこそ、どこに配分しているかで首長の政治姿勢も見えやすいと言われています。目的別の決算額に対する充当一般財源の内訳と経緯などをお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 歳出目的別の一般財源の状況といたしましては、民生費が一番大きく、決算額94億6,000万円に対して43億7,000万円、次に総務費が決算額35億1,000万円に対して31億6,000万円、次に教育費が決算額45億5,000万円に対して22億7,000万円となっております。

次に、目的ごとの事業別では、民生費において最も一般財源を投入しておりますのは、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金で約7億円、次いで介護保険事業特別会計への繰出金が6億8,000万円、そして政策的に取り組んでおります民間保育園の運営支援については、3番目となる5億8,000万円となっております。

総務費においては、職員給与関係経費が最も多く11億2,000万円、次いで財政調整基金積立金が7億3,000万円となり、教育費についても職員給与関係経費が最も多く4億7,000万円、次いで自校式学校給食運営に3億円となっております。

以上が目的別決算での実績値であります。先ほどの御質問の中で一般財源の配分をもって市の施策が見えやすいという旨のお話がありました。確かに新たな施策の展開や重点的に事業を遂行するに当たっては財政負担を切り離して考えることはできません。しかし、重点を置いている施策が必ずしも多額の事業費を伴うものではなく、また国・県補助金及び市債の対象となる事業であるか否かにより、その財源構成は大きく変わるものであることから、当該値のみをもって施策の重点を判断するには至らないものであると捉えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） わかりました。

では、次に、性質別歳出のうち削減が極めて困難な経費である人件費、扶助費、公債費などの義務的経費と道路や施設など将来に残るものに支出される投資的経費の近年の傾向についてお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） まず、義務的経費につきましては、平成25年度以降の5年間を比較しましても平成25年度の110億5,000万円から毎年増加を続け、平成29年度では126億3,000万円となっております。その特徴といたしましては、人件費、公

債費についてはこの5年間でも増減があるものの、扶助費については一度も減少することなく増加を続けており、扶助費の増加が義務的経費全体の増加につながっているものと捉えております。

次に、投資的経費につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、各年度の事業実施状況等により増減がございます。

平成25年度以後の5年間では平成28年度の決算の約26億6,000万円が一番低く、平成25年度の約44億1,000万円が一番高い値となっております。

また、平成29年度におきましては、経済対策事業の実施や清掃工場延命化事業の増額に伴い対前年度比約9億円の増加となる35億6,000万円となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 次に、義務的経費には入りませんが、準義務的経費とも言われるものに物件費があります。細かい中身は臨時職員の賃金や旅費、備品購入費などがありますが、主なものは委託料と推測いたします。その主なものについて。

また、特別会計への繰出金の経年変化はどのようでしょうか、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） まず、物件費の主なものについてでございますが、各種電算システムの保守及び改修委託費が合わせて約1億2,000万円、住民検診委託費、予防接種がそれぞれ約1億5,000万円、清掃工場の施設運転管理委託が約2億5,000万円、道路・橋梁等の管理委託が約5,000万円、街路樹等の植栽管理が約1億3,000万円、学校給食の調理業務委託が約3億1,000万円となっております。

次に、繰出金の状況についてでございますが、平成29年度決算総額といたしましては、前年度から2億3,000万円の減額となる約24億円となりました。

後期高齢医療事業特別会計が2,000万円の増額となったものの、その他の会計につきましては軒並み減額となり、特に公共下水道事業繰出金が約1億5,000万円、国民健康保険事業特別会計繰出金が約9,000万円の減額となっております。

なお、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金にあつては、平成25年度以降、毎年増加を続けており、今後注視していく必要があるものと捉えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） では、3番目に経常一般財源と経常経費充当一般財源の推移及び経常収支比率の性質別科目ごとの内訳について質問いたします。

経常一般財源から経常経費充当一般財源を差し引いた額が臨時的経費に充てられますが、その推移はどのようでしょうか。

また、経常収支比率の構成比はどのようになっており、類似団体と比較して牛久市の特徴をお示してください。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） まず、経常一般財源から経常経費充当一般財源を差し引いた額の推移でございますが、当該値につきましては、経常収支比率の推移と同様の推移となります。

平成25年度以後の5年間で比較いたしますと、最も経常収支比率の低かった平成27年度は差引額が一番大きく、経常収支比率91.0%、差引額は約14億円、一方、経常収支比率が最も高かった平成28年度は差引額が最も少なく経常収支比率93.8%、差引額約9億5,000万円、そして平成29年度は経常収支比率91.8%、差引額は約13億1,000万円となっております。

次に、牛久市における性質ごとの経常収支比率の状況につきましては、人件費が最も高く23.5%、次いで物件費20.6%、公債費12.2%となっております。

さらに、類似団体との比較でございますが、本市の値が類似団体平均を上回っている経費といたしましては、まず物件費で本市21.3%に対し、類似団体平均値は15.8%で5.5%上回ったほか、補助費が本市12.2%に対し、類似団体平均値は11.7%で0.5%上回っております。

次に、本市の値が下回っている経費といたしましては、公債費が本市12.3%に対し類似団体平均値は16.0%と3.7%下回ったほか、繰出金は本市11.1%に対し、類似団体平均値は12.8%、また、扶助費につきましては、本市11.2%に対し、類似団体平均値は12.0%となっております。

人件費につきましては、類似団体平均値と同値の24.2%となっており、義務的経費の合計では類似団体平均値52.2%に対し、牛久市は4.4%下回る47.8%となっております。

類似団体と比較しますと、牛久市では物件費の占める割合が大きくなっておりますが、これは公共施設が充実していることに伴い、管理経費の負担が大きいこと及び予防接種の拡充等による経費負担が大きいことによるものであると捉えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 牛久市では物件費の占める割合が類似団体平均値より5.5%高くなっていると、それは公共施設が充実しているというお話ではあったんですが、先ほどの御答弁を聞きましても物件費の内容がクリーンセンターや学校給食の管理委託、道路の管理委託など、削ることが難しいものも多いと思うところではあります。しかし、歳出における経常経費

充当一般財源では物件費が約33億円と一番大きく、物件費の抑制が経常収支比率抑制の重要なポイントになると執行部からの説明にもあるところですので、その点を再度伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 財政の硬直化というものを解消するためには、物件費の抑制は必要不可欠であり、これまでも既に抑制の検討、取り組み等を行ってきております。その一端を申し上げますと、ITコーディネーターの導入による電算経費の抑制、電力供給業者の見直しによる電気料の抑制、同一業務の一括発注等に取り組み、それぞれの経費抑制に継続的に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、牛久市の物件費の割合は依然として高く、今後も抜本的な見直しも必要であると認識をしており、他自治体の先進事例も踏まえながら検討していかなければならない課題であると考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 次に、4番目です。

実質債務の残高について質問いたします。

将来の財政負担がどのぐらいあるのか、身の丈に合った負担であるのかを図るためのさまざまな指標がありますが、地方債の残高と翌年度以降支出する予定である債務負担行為の推移とその特徴についてお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） まず、地方債残高でございますけれども、平成29年度末では235億7,000万円となり、平成25年度以降の5年間では毎年増加する結果となってきております。

地方債残高の増減につきましては、各年度の投資的事業の状況とそれに対する財源措置として市債を発行するかの判断となります。

平成29年度におきましては、国の経済対策事業として実施しました中学校施設の改修や清掃工場の延命化事業の事業費の増加に対し、交付税措置の伴う市債の発行を積極的に行ったことなどにより、結果的に市債残高の増額につながったものでございます。

次に、債務負担行為の支出予定額につきましては、平成29年度末値は45億9,000万円となり、前年度から1億8,000万円の増額となっております。

債務負担行為は、複数年度にまたがる委託料等についてあらかじめ設定をするものでございますが、それぞれの契約の更新時期によって債務負担の支出予定額も大きく増減するものでございます。具体的には平成29年度は債務負担行為の設定及び契約を行った住民情報基幹システムの再構築業務において平成35年度までの期間の総額5億5,000万円が新たに計上さ

れたことなどから増額となったものでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、最後です。

自治体の貯金である基金の推移について質問いたします。

第6次行財政改革大綱では、基金全体の管理をしていくことの重要性が言われ、積立金残高比率をその管理指標としていますが、その状況はどうか。

また、国からは財政調整基金の増加に対して厳しい意見が出され、県からも特定目的基金への積みかえの検討をするようにとの指摘があったと伺っています。現状において、その役目を終えた基金も存在するのかと推測するところですが、そういった検討をされているのか。

そして、最後に今後公共施設の更新や長寿命化の費用に備え、新しい基金を創設する必要性を感じるのですが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 平成29年度は、財政調整基金からの取り崩しをすることなく財政運営を行った結果、財政調整基金は7億4,000万円増加し、約25億6,000万円となり、基金全体では7億2,000万円増加となる約53億5,000万円となりました。

根本市長の就任以来、基金残高の確保を念頭に財政運営を行ってきており、平成28年度、29年度と続けて基金残高の増加をしているところでございます。

積立金残高比率につきましては、平成28年度値で30.2%に回復しており、平成29年度は基金残高がふえたことから当指標値はさらに増加するものと見込んでおります。

次に、特目基金への積みかえについてでございますが、平成29年5月に行われました経済財政諮問会議以来、地方の基金についての議論がなされており、特定目的基金への積みかえを主とした基金の再編の検討に既に取り組んでいるところであります。

現在、検討段階ではございますが、公共施設の管理に関する総合的な基金の創設や、それとあわせた基金の統合、廃止、さらには財政調整基金からの積みかえ等も含めて検討を進めているところでございますので、まとめ次第、議会等への報告、予算の組み替え等、所定の手続を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 決算から見る財政構造としてさまざま質問してまいりました。

牛久市も近隣の自治体と同じく子育て世代に焦点を当てた手厚いサービスや現金給付で競い合い、まちに人を引き寄せようと取り組んできたことは御答弁の中からも理解できました。

しかし、いずれどの自治体も人口減少を受け入れなければならない現実があるならば、その

先を見据えた長期的なまちづくりへの投資をどうするかという視点が必要なのではないのでしょうか。もっとも投資には費用がかかり、それをどのように調達すべきか、そこに都市経営の腕の見せどころがあるかと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

次は、大きな2番目です。

牛久市立地適正化計画についてお伺いしてまいります。

この立地適正化計画は、人口減少と高齢化で今ある社会資本を維持更新することは財政的にも難しくなる中で、拡散型の都市構造から集約型の都市構造、つまりコンパクト化し、将来的に持続可能な都市を目指し策定されたものと理解いたします。

この立地適正化計画が重要視しているのが、公共交通機関との連携で、別名コンパクトシティー・プラス・ネットワークと呼ばれているのもそのゆえんと言えましょう。

それでは、まず、牛久市の投資構造の特徴と現在の集約化の状況について伺います。

地勢的には東西に長く、南北に鉄道が走り、市内に2つも駅があるのは実に恵まれていると思うところですが、現在の市街化区域と調整区域の面積と人口及び人口密度について、また、固定資産税及び都市計画税の課税状況から見る集約化の状況はどのようでしょうか。お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 現在の牛久市の総面積は、5,892ヘクタールとなっており、そのうち市街化区域の面積は1,206ヘクタール、市街化調整区域の面積は4,686ヘクタールとなっています。

人口及び人口密度につきましては、平成27年の国勢調査ベースでお答えしますと、市街化区域の人口が6万8,928人、人口密度が1ヘクタール当たり57.15人となっています。市街化調整区域の人口は1万5,389人、人口密度が1ヘクタール当たり3.28人となっています。

また、平成30年度の償却資産を除いた固定資産税及び都市計画税の合計約47億4,000万円のうち、都市計画税を含む市街化区域の税額が約84%で約39億7,000万円、市街化調整区域の税額が約16%で約7億7,000万円となっています。

これらの数字だけを見ますと、市街化区域の面積は全体の2割、固定資産税につきましては、約8割が市街化区域からの税収となっていることから、集約化の状況としてはかなりコンパクトに市街地が形成されているものと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） では、市民がふだん使っている交通手段について質問いたします。

外出する際に用いた交通手段の割合を示す交通手段分担率という指標がありますが、ほかの

近隣市町村と比較して当市の市民が自動車、鉄道、バスなど、どの交通手段を多く使っているのかお示してください。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） その地域の住民が移動に際しまして主に利用する交通手段を代表交通手段といいまして、その地域における代表交通手段の構成比を代表交通手段分担率と呼びます。

国土交通省では、これらの状況を把握するために10年ごとに地域を指定して大規模な調査を実施しております。

牛久市を対象としました調査は、東京都市圏パーソントリップ調査と呼ばれ、茨城県においては県南の市町村を対象に平成20年度に実施されました。今回の調査は本年の9月に実施される予定となっており、市内で約1,300世帯を抽出して調査が行われます。直近の平成20年度調査での牛久市の代表交通手段分担率は1位が自動車で60%、2位が徒歩で15%、3位が自転車で12%、4位が鉄道で10%、以下2輪車・路線バスがともに1%未満となっております。

また、目的別の分担率については、自宅からの通勤で1位が自動車で65%、2位が鉄道で23%、自宅からの通学では1位が徒歩で36%、2位が自転車で22%、3位が鉄道と自動車とともに19%、自宅からの通勤や通学以外業務で1位が自動車の61%、2位が徒歩で15%、自宅からの私用で自動車が61%、徒歩が20%、そのほかに仕事時の移動で1位が自動車の90%となっております。

次に、土浦市、つくば市、守谷市、取手市、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市及び阿見町などの近隣自治体で見ますと、全体の傾向としては、1位は自動車、2位と3位は徒歩及び自転車です。4位は鉄道となっております。以下、5位は2輪車、6位に路線バスとなっております。ただし、JR常磐線と東京メトロ千代田線、関東鉄道常総線が乗り入れており、取手と藤代の2つの駅を持つ取手市、それと関東鉄道常総線とつくばエクスプレスが乗り入れている守谷市では、鉄道の利便性もよいことから分担率の順位も高く、取手市で2位、守谷市で3位となっております。

以上のように、近隣市の状況は大きく異なるものではありませんが、取手市、牛久市、龍ヶ崎市、守谷市など、鉄道駅がある自治体では鉄道利用が多く、阿見町や稲敷市など鉄道駅がない自治体では自動車利用が多くなる傾向がございます。

一方で、土浦市のように荒川沖、土浦、神立と3つの駅があるにもかかわらず自動車利用が多くなっている自治体もございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 平成20年の調査ということですので、少し前の調査にはなりますが、自動車が6割ということで多くの方が車に依存しているという現状がわかりました。

次に、2番目です。

都市機能誘導区域と誘導施設に関して質問いたします。

この計画では、店舗や福祉施設、病院、教育機関などの立地を促す都市機能誘導区域と住宅を集める居住誘導区域の2つを設けることになっています。都市機能誘導区域は、牛久市の場合、拠点となる駅から徒歩自転車でおおむね1キロメートル圏内としていますが、国土交通省の「都市構造の評価に関するハンドブック」においては、徒歩圏域が鉄道駅から800メートルと設定されており、その数値を使用している自治体もあるところですが。

そこでまず、当市が都市機能誘導区域をおおむね1キロメートルと設定した経緯についてお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 都市機能誘導区域につきましては、拠点となる牛久駅及びひたち野うしく駅から徒歩や自転車により容易に回遊できる範囲をおおむね半径1キロメートルを基本とし区域を設定しております。

議員御指摘のとおり、「都市構造の評価に関するハンドブック」での徒歩圏は、半径800メートルを採用しておりますが、牛久市の場合には徒歩のほかに自転車での移動も含めていることや土地利用の実態等に照らし、地域として一体性を有している区域を勘案し、半径1キロメートルと設定しております。

なお、各小学校を中心とした地域生活圏の考え方としましては、半径800メートルとして設定をしております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 都市機能誘導区域には日常生活に密着した都市機能の施設を誘導するようにしております。具体的な都市機能として医療、福祉、商業、子育て、金融、交流、健康増進などがどこの自治体でも設定されていますが、当市の場合、高齢者を対象とした施設というものは設定されておりません。あえて言うならば福祉施設として地域包括支援センターが挙げられていること、またフィットネスクラブ等が健康増進施設として設定されていますが、介護予防、高齢者の健康増進に関する機能としてはいささか不十分ではないかと思うところです。高齢者の身近な通いの場、交流の場としての施設の必要性をどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 都市機能誘導区域における誘導施設の設定の考え方ですが、市役所やホールなど、「牛久駅周辺を牛久市の中心拠点として捉え、全市域を圏域とした施設で、

市内に1つあればよいもの」や「牛久駅周辺及びひたち野うしく駅周辺を一定の地域として捉え、その地域を対象にした施設で、その地域に1つあればよいもの」など、圏域ごとに整理した上で誘導施設を位置づけています。

御質問にありました高齢者の身近な通いの場、交流の場など的高齢者を対象とした施設の必要性につきましては、非常に重要であると認識しております。

この計画におきましては、都市機能誘導区域である駅周辺に限らず、日常生活に身近な各小学校圏域に配置されることで地域密着型サービスの提供、地域における継続的な支援体制の整備を図る観点から都市機能誘導区域には誘導施設として設定しておりませんので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 都市機能誘導区域内に都市機能を誘導するためには、立地促進に向けての民間事業者への支援が重要となります。地価が安い郊外に事業者が流れないように、国は税制上の措置や補助金などの支援策を示していますが、事業者が区域外に土地を購入した後は改めて支援策があるからといっても区域内に誘導するのは難しいのではないのでしょうか。どの時点でこの支援策を示し、事業者にインセンティブが働くよう促していくのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 牛久市立地適正化計画で設定しました都市機能誘導区域における民間事業者による誘導施設の整備等につきましては、国からのさまざまな支援策を受けることができることとなっております。

どの時点でこの支援策を示すのかとの御質問であります。この計画では都市機能誘導区域外の区域で誘導施設を対象に開発行為等を行おうとする場合には、開発行為等に着手する30日前までに行為の種類や場所などについて市へ届け出る制度となっており、そこで支援制度について情報提供する仕組みとなっております。

議員御指摘のとおり、このタイミングでは事業者が区域外に土地を購入した後となってしまう、区域内に誘導するのは難しいのではないかとありますが、御指摘のとおりでありまして、市役所において民間事業者の開発に関する情報を早期につかむには限界があり、この制度の課題でもあるものと考えております。

この計画の周知方法につきましては、5月に公表しているところですが、公表する前に茨城県宅地建物取引業協会や茨城県建築士会に御協力をいただき、会員の皆様へ届け出制度の周知をお願いしたほか、不動産関係調査のタイミングで市役所窓口に来られた方への周知やホームページなどを通じて情報を提供してまいりました。このような周知方法に加え、今後他市での周知方法なども調査研究し、民間事業者の立地誘導のタイミングを逃すことのないよう努めて

まいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 次は、誘導区域内の公共交通ネットワークをお聞きしようと思っていたんですが、済みません、答弁時間が余りないので、次のは割愛させていただきますし、3番目の質問に移ります。

居住誘導区域の設定に関して質問してまいります。

牛久市では居住誘導区域を市街化区域から工業専用地域と土砂災害警戒区域を除く91%と設定しています。厳しい財政状況において、市民生活を支えるサービスの提供が困難になるとしてこの居住誘導区域を絞り込み、市街化区域の半分程度に設定している自治体もあるようですが、当市が居住誘導区域を市街化区域とほぼ同じ設定にした経緯をお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティーが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のことです。

牛久市では、市街化区域内の工業系用途地域や災害の危険性のある区域を除いた区域を居住誘導区域として設定しており、市街化区域の91%に当たります。

居住誘導区域の設定に当たりましては、策定当初、国土交通省との協議をさせていただき、茨城県内の常磐線沿線で唯一人口が増加していることや市街化区域としてはJRの牛久駅とひたち野うしく駅の2つの駅を中心にもともと非常にコンパクトなまとまりのある市街地を形成していることなどから、さらなる市街化区域の絞り込みは非常に難しいことを相談し、市街化区域の91%を居住誘導区域として設定しております。

なお、都市再生特別措置法により市街化調整区域につきましては、居住誘導区域として設定することはできないことになっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 居住誘導区域のどこからでも最寄り駅に徒歩や自転車、バスなどでアクセスでき、かつ病院やスーパーなどがバス路線で結ばれていることが車に頼らない生活には重要となります。現在の居住誘導区域内の公共交通ネットワークの現状、そして課題はどのようなのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 答弁者に申し上げます。

答弁時間が残り少ないですので、簡潔をお願いいたします。

経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 居住誘導区域内には、民間事業者によるバス路線と牛久市の

コミュニティバスかっぱ号が運行されております。

民間事業者は関東鉄道株式会社とJRバス関東株式会社の2社で、牛久駅とひたち野うしく駅を起点として市内及び牛久市とつくば市や牛久市と龍ヶ崎市を結ぶ10系統のバス路線が運行されております。

牛久市のコミュニティバスかっぱ号については、日中ルートとして牛久駅、ひたち野うしく駅を起終点として市街地や郊外団地をカバーするように6系統のかっぱ号を運行しております。また、平日の朝と夕方の通勤・通学時間帯に通勤ライナーとして牛久駅を起終点として朝夕の通勤・通学者を対象に2系統のかっぱ号通勤ライナーを運行しております。

コミュニティバスについては、既存の路線バス系統を補完するものとして路線バスが運行されていない市街化区域及び校外団地内の人口密度の高い地域での導入を検討することとしております。

ここでの人口密度の高い地域とは、1ヘクタール当たり30人以上の地域を示し、ひたち野うしく駅を中心としたひたち野うしく地区で路線バスが運行されていないことが課題となっております。このために、現在、平成28年6月に策定しました牛久市地域公共交通網形成計画に基づいて平成32年度までのひたち野うしく駅へのかっぱ号のルート新設を現在検討しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 4番目は、市街化調整区域の施策について質問いたします。

この計画では、「都市の中心部への集約を促す仕組みは備えていますが、郊外開発を抑制する手段は持たないため中心部以外の地域をどうするかの見点がない」と指摘する専門家もいるようです。報道によりますと、約3割の自治体が郊外開発の規制を緩めており、要件を満たせば宅地や店舗を開発できる独自の規制緩和を温存する自治体があるということです。牛久市では市街化調整区域の住宅建築の現状はどのようなのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 牛久市では市街化調整区域における開発行為に対して独自に店舗や宅地造成を認める区域指定などの制度は定めておりません。市街化調整区域では、無秩序な市街化を防止するために原則として建築物を建築することはできないこととなっております。

市街化調整区域内に建物を建築する場合は、都市計画法第34条の立地基準に合致していなければ建てることができません。

牛久市では、平成22年10月に茨城県から開発許可の権限移譲を受け、条例を制定しましたが、基本的には茨城県と同様のものとしております。例えば、自己の居住のための一戸建て専用住宅については、既存集落内の土地など、住宅の建築を許容できる土地であって、かつ建

て主の居住歴等を限定した上で自己用の一戸建て専用住宅を建築することがやむを得ないと認められる者に限り許可の対象としたものであります。以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、最後の5番目の質問に行きたいと思います。

今後の課題について伺ってまいります。

幾つかあるんですが、済みません、お時間がありませんので、最後の住民の合意形成に向けてというところを伺ってまいりたいと思います。

この計画、中心部へ向けて人や企業、施設を集中させ、投資を行う政策は、ほかのエリアの方たちからは資産価値が落ち、社会資本整備がおくれるのではという不公平感も生まれかねません。現に次世代型の路面電車と呼ばれるLRTの先進地の富山市では、事業の開始に当たって市長は120回に及びタウンミーティングを行い、直接市民と対話を重ねたそうです。中心市街地への投資でその地価を維持、上昇させることは、市全体を支える固定資産税と都市計画税の増収を生み出す極めて効果的な手法で、こうして生み出された原資を市民全体の福祉水準の向上に充てることが可能になると富山市の都市経営について説明をしたそうです。

今後、当市でもこの計画を進めていく過程において、計画の趣旨を理解してもらうための住民の合意形成をどうつくっていくのかについてお伺いし、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私たちの暮らしには、住宅、そして病院、福祉施設、学校、そしてお店などが集まり「まち」を形成します。

人口が減り、少子高齢化が進む中、必要な施設をもっと使いやすい場所に集め、まちをより便利で暮らしやすくする方法を考えていこうとするのが、この立地適正化計画でございます。

富山市の都市経営の考え方に見られますように、中心市街地への投資により地価を維持、上昇させて、固定資産税の増収を生み出し、その原資を市民全体の福祉水準の向上に充てるといった考え方につきましては、非常に重要な視点だと認識しております。

市の財政運営につきましては、今後の人口減少や少子高齢化が進展し、高齢化の進行による扶助費の増加や都市インフラの老朽化対応のための投資的経費の増加など、ますます厳しい時代となっていくことが予測されます。

そのような中、今後人口減少や都市機能の撤退が進むことがあれば、地価の下落が懸念されますので、税収の確保にも大きな影響を及ぼす可能性が考えられます。

牛久におきましても、先ほどお答えしましたように、市街化区域の面積は総面積の約2割でございますが、固定資産税につきましては約8割が市街化区域からの税収となっております。こ

のようなことから、駅周辺に区域を設定している都市機能誘導区域など、比較的地価が高い地域における地価を下落させないために維持していくための投資については、税収の減収を食い止め、その維持につながるものと考えます。その結果、財政面で持続可能な都市経営ができるようになり、市民福祉の向上につながるものと考えております。

このような計画を進めていく過程におきましては、このような都市経営の視点を考慮するとともに、市民の皆様との対話が大変重要であることを認識しております。説明会やタウンミーティングなどの機会を通じ、このような都市経営の考え方について市民の皆様にご理解いただき、合意形成を図った上で事業展開をしてみたいと考えております。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 交流施設が徒歩圏内に多くある地区の高齢者は、地域活動やサークルへの参加率や外出頻度が高いと言われています。地域社会に何らかの形で参加し、人とつながるためには地理的な移動が欠かせません。ここに車を運転できない社会的な弱者の移動手段を確保するための公共交通の意義がありましょうし、また、公共交通は他の人と一緒に移動であるため、他人と知り合う機会を提供する意義もあると言われています。

いずれにしても、高齢社会においては日常の買い物や通院のために車を運転しなければ用を足せないまちは暮らしにくくなり、一方で自治体としても人口減少が進んでいく中では薄く広く拡散したまちの公共施設やインフラを全て維持することは財政的に困難になり、また、税収に占める固定資産税の割合が高い当市においては、中心地が空洞化してその価値が下がると、固定資産税収にも影響が及ぶことにもなるという切実な問題を含むだけに慎重に丁寧に合意を図りながらこの立地適正化計画を進めていただくことを希望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で13番山本伸子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時01分休憩

午後3時16分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 創政クラブの柳井哲也です。

通告順に従って、大きく2つの質問をいたします。

まず、第1番目、秋開催の展覧会について。

私にとってはもう大歓迎のイベントで、非常に興味を持っております。やっぱり展覧会をやるからには、どれだけ市民に喜んでもらえるか、お客さんは、入場者数はどのぐらい来るのか非常に興味を持って見ております。久しぶりの展覧会の計画なので、この秋の展覧会、大成功させるべく質問をしたいと思っております。

まず、第1番目、いつどこでどのようなものを展示するのか。

学芸員には調査研究した成果をぜひ子供たちや市民の皆さんに知ってもらいたい、そういう強い思いがあると思っております。何を展示するのかによって展覧会の目的も定まってきます。そのことについてまずお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

明治時代以降、近代国家への歩みを始めた日本は、明治期におきまして多岐にわたる近代化への取り組みを行い、国の基本的な形を築き上げてきました。そのため、政府では明治150年を迎えました平成30年を節目といたしまして、改めて明治期を振り返り、将来につなげていくために地方公共団体や民間企業と連携し、さまざまな取り組みを展開しているところであります。

現在準備中の展覧会もその取り組みと一貫性を持ちつつ、小川芋銭生誕150年、あるいは旧住井すゑ邸の寄贈などを踏まえて行うもので、10月20日土曜日から11月25日日曜日までの約1カ月間、牛久シャトーのオエノンミュージアムをお借りし開催を予定しております。

展覧会は、「特別展郷土牛久の先人たち—牛久沼の畔で華開いた芸術文化—」というタイトルで、牛久藩主山口家、小川芋銭、住井すゑ、犬田卯、鈴木草牛に関する市所蔵の作品資料を展示を予定しております。具体的には、市内では10年ぶりの公開となる市指定文化財の小川芋銭作品「老楊と荒村」や「田家四季草画」を初め、近年牛久市所蔵となりました初公開の住井すゑ「橋のない川」草稿、犬田卯が執筆いたしました「河童百図」の解説原稿などを展示する予定であります。以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 1カ月間の期間ということで、非常にこれまで私たちが知っているのでは2週間というのが普通一番多いわけなんですけど、今回は1カ月間ということで非常に担当の方も計画万端、みんなを喜ばせようと恐らく準備余念がないことと思っております。オエノンミュージアムをお借りしてやるということでございます。

2番の質問に移ります。

これまでの展示会との違いはどこなのか、これまで芋銭展、私、頭によく残っていますけれども、芋銭展について言いますと、これまでの理解とは全く違った発見をした場合に、そのような資料を中心に展示してきたように思っております。展示する場合は大人用のとは別に子供用にもわかりやすいキャプション、説明書きをつくってやっていたように思います。秋の今回の展示会どのようにやるのか、市民に心から喜んでもらえるような秘策があったら教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久では過去にさまざまな展示会を4回ほど開催しました。小川芋銭展や牛久藩主山口展、そのような特定の個人に特化した展示テーマにはしておらず、明治150年を通して牛久市に関係する文化人の偉業を幅広く取り上げる展示構成としております。

展示につきましても過去展では初出展となる借用作品を取り入れる構成にしてはしておりましたが、今回展は市民による公開希望の多かった作品、近年新たに寄贈された作品・資料など、牛久市所蔵もしくは寄託品を中心として構成しております。

このように、主催者側からの一方的な展示に終始させることなく、人気作品の積極的な公開など広く市民の皆様の要望にも応えつつ、地域の文化や歴史に興味をいただけるよう、そしてそのきっかけづくりになるよう構成した点が大きな違いと考えております。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 今回のテーマは「明治150年」、「維新150年」ということで、ちょうど牛久には明治同じような住井すゑさん、芋銭さん、それからほかにもやるようですけれども、同じ時期の資料を展示しながらやっていくということでもあります。すばらしい切り口でちょうど的を射ているかなと思っております。

それでは、3番目の質問であります。

展示解説員の配置はあるのかどうかということでもあります。

学芸員の仕事は非常に間口が広くて全部1人でやることは不可能だと思います。調査研究の成果を1冊の本にまとめたいたというのが多くの研究者の心だと思いますけれども、資料館とか展示会の大きな目的は社会教育機関としての活動にあります。子供たちや市民の皆さんに研究した成果をどのように知ってもらえるかにかかっています。

私は、説明員をできたら毎日配置して、わかりやすい言葉でこの説明、展示している資料をカバーしながらやっていただけたらなと思っております。一般にはボランティアさんをお願いすることが多いのですが、このことについてお答えいただけたらと思います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

現在の予定では、図録等の販売や展示室の監視等を担う受付は配置をする予定でおりますけれども、展示解説員を配置する予定は現在のところございません。

その理由といたしましては、牛久市には文化財資料を常時公開できる博物館や資料館の機能を有する施設がないため、展示解説員を確保し活用できる体制が整っていないという現状がございます。

そのため、展覧会開催期間中に常時展示解説員を配置することはできませんけれども、開催期間中の休日には展覧会を担当した学芸員によるミュージアムトークや展示に関する講座をオエノンミュージアムで開催できるように会場を管理する牛久シャトー担当者と調整をしているところであります。以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 了解しました。

それでは、4番目の質問に移ります。

牛久シャトーの神谷伝兵衛に関するものの展示は全くなしなのかということです。芋銭さんと伝兵衛さんは全く同じ時代に同じ牛久を中心に大活躍したわけでありますが、今のところ両者のかかわりは不思議なほど認められていません。芋銭さんは武士の子であって、城中に来て農業をお父さんが初めて一緒に農業をやるわけだったんですが、自分は勉強が好きでとにかく農業よりは違うことを自分で進路を決めようということに進んだわけですね。他方、伝兵衛さんは豪農の子であったんですが、父親が破産状態になってしまって同じように小さいころから自分で進路を決めなければならない。2人ともそれで結局新しい仕事となりますと西洋に憧れまして、芋銭さんは西洋画の彰技堂塾でしたか、そういうところに学んで、そこでどんなものでも写真のように絵を描く技術を身につけて、20歳を過ぎるころには新聞の挿絵描きなどで一家を支えるほどになったようです。生活が十分成り立つようになると自分の思いを十分表現できる日本独特の南画、すなわち日本画の画家に戻ってくるという軌跡をたどっています。

他方、伝兵衛さんはフランス人経営のワインの製造販売会社に就職しました。その後は浅草でショットバーというんですか、一杯飲み屋を開店し、そこでカクテルのようなものをつくって売っていたんですが、ついには蜂印香竈葡萄酒を発明して、結果として日本全国を席卷するに至ったということです。この甘い葡萄酒は西洋では全く考えられない日本独特の飲み物で、和魂洋才の賜物と言われます。両者とも若くして大きな資金を手にする手段を身につけるといって並外れた才能の持ち主と言えらると思います。一度は西洋にまっしぐらに進んだんですが、和洋折衷の価値を生み出すという類いまれな才能を発揮し、新しい時代を力強く進んで大成功をおさめることができました。ほんの少しでも伝兵衛さんに触れていただきたいと思うんですが、

このことについてお考えを聞かせください。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

明治150年に絡めました今回の展覧会は、博物館や資料館などの文化財公開施設を有さない牛久市がふだん公開することができない市所蔵文化財を牛久シャトーのオエノンミュージアムをお借りし、期間限定で一般公開をするものであります。

残念ながら現在牛久市では、御質問にありました神谷伝兵衛に関する資料を所蔵していないため、展覧会での展示予定はございませんが、中央生涯学習センター展示ホール1階では平成27年度に文化庁の展覧会にも出品した牛久シャトーで出土した戦前の耐火れんがを展示中のほか、期間限定で戦前に牛久シャトーで製造、瓶詰めされました香竄ワインも展示をする予定であります。

なお、牛久シャトー内には神谷伝兵衛記念館もあることから、今回の展示とあわせて見学いただくことで、神谷伝兵衛や牛久シャトーの足跡も知っていただくことができると考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 了解しました。

それでは、5番の資料館の必要性について質問をいたします。

資料館があつたらこんなものも展覧会を開ける、あんなものもやれる、いろいろと私もあつたらそういう役割へほんのちょっとでも果たせたらなという思いだけは持っているんですけども、そういう問題ですね。資料館がないためになかなか展示会もそうしょっちゅうできないということで、これまで市民の皆さんに伝えたいことも十分ではなかったんじゃないかと非常に残念であったと私は思っているんですが、そういう点について今後資料館、どんな形で考えているのか、私はもうぜひともつくってもらいたいと思っております、何度も何度もそういう質問で、市のほうももういいじゃないかという思いはあるかと思うんですけども、もう一度ここでお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

地域の文化財や美術作品の展示など、牛久の文化の継承と発展のためにも地域の文化財を一般に常時公開する資料館が必要であることは十分に認識をしているところであります。しかしながら、今後ますます厳しくなる財政状況の中で、現在のところ新規で資料館を建設する計画はございません。

一方で、柳井議員御指摘のとおり、郷土の歴史をひもとき、歴史的資料の研究成果を展示し

たり、郷土の偉人を顕彰する展覧会を開催し市民に公開することは、文化財行政における重要な役割の一つであります。そのため既存施設を活用し、展示活動を行っているところであります。具体例を申し上げますと、中央生涯学習センター展示ホール内の一部スペースやかつぱの里生涯学習センター内のギャラリーにおきまして、市の所蔵作品を展示しております。埋蔵文化財や小川芋銭作品などを中心に展示をし、少しずつではございますが、文化財の公開に努めているところであります。

また、御寄贈いただきました旧住井すゑ邸及び抱樸舎は、住井すゑ、犬田卯、増田れい子に関する資料や業績を公開する記念館や文学館として活用できるよう整備計画を現在策定中でございます。

ことし5月に国登録有形文化財に登録をされました旧岡田小学校女化分校につきましても、今後国庫補助金を活用しながら民俗資料の展示施設として活用できないか検討してまいりたいと考えております。

今後も牛久市の歴史や文化を伝えるために既存施設を活用した展示公開を検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 住井すゑさんの遺族から邸宅、その他、抱樸舎など御寄贈いただいた。その後、研究を一生懸命やっておられることと思うんですが、ちょうどいい時期にこうやって展覧会に「橋のない川」など展示して、早目にそういうことをお披露目してくれるということで遺族の方も大変うれいしいのではないかと思います。

秋の展覧会、私も非常に期待をしております。頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひします。

できましたら、資料館の必要性ということで、少しでも結構ですから、建設のための基金なども設けていただけたらと、これは希望であります、どうか御検討いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

それでは、次の大きく2番目の質問に移らせていただきます。

自主防災組織の整備について。

大阪府の北部地震によるブロック塀の倒壊で高槻市の小学4年生の女の子が犠牲となった事故、痛ましい事故であります、新聞などで報道されたばかりでしたけれども、昨日は台風21号、これも想像を上回る被害状況、夜から報道されておりました。近年は本当に頻りに国内至るところでこういう大被害が発生するようになっております。

ところで、8月26日、龍ヶ崎市で防災フェアが開催されまして、私も出席してみました。NHKのニュースに「おはよう日本」の気象予報士檜山靖洋さんが「大雨、大水害、自分は大

丈夫とっていませんか！？」というタイトルでお話をされました。まさに自分は大丈夫とっていませんか。もう日本国中の人にこれ、牛久市民も含めて自分だけは大丈夫だということの、いろんなところで被害とか犠牲者の報道がされているんですけども、自分は大丈夫だろうという思いを誰もが持っているようでもあります。正常性バイアスというんだそうですけども、この正常性バイアス持っている間はなかなか防災という問題は難しい、この正常性バイアスを改めるには繰り返し繰り返し訓練をやる以外にはないということでもあります。私の行政区には防災組織がありまして、通学路に限らず危険箇所や災害弱者のチェックなど行いまして、これ防災組織を組みますと指導様式に従ってつくようになっておりますので、区民が共通認識を持つようになっているわけでもあります。個人所有の構築物などの場合、特に是正措置をお願いしなくてもここは危険だなというピックアップをしておくだけでいつの間にか改善されているという、そういう実態があります。自主防災組織は区民にとって強制できるような権限はなく、無力なところもありますけれども、協力体制ができますと住みよい地域になるものと、これは確信を持って思っております。

そこで質問です。牛久の防災組織、その整備の進捗状況、現在の進捗状況を教えてください。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 自主防災組織は、地域住民が災害から自分たちの地域を守るために自主的に結成する組織で、現在44行政区において結成されております。8月1日現在の結成率は人口割で83.3%となっております。

なお、本年度は5つの行政区等において立ち上げが計画されており、うち南部行政区につきましては、既に所定の手続が終了し、自主防災組織が結成されているところです。

現在想定されている首都直下地震のように広域的な大規模災害が発生した場合には、公助の限界についての懸念も指摘されており、事実、阪神・淡路大震災では、7割弱が家族を含む「自助」、3割が隣人などの「共助」により救出され、「公助」である救助隊による救出は数%にすぎなかったという調査結果もございます。

このようなことから、「自助」及び「共助」を強化する自主防災組織の重要性が高まっており、本市においても平成29年3月に策定した「牛久市第3次総合計画後期基本計画」の中で、自主防災組織の結成や活動を支援し、地域の安全は地域で守るという意識の醸成や地域主体の防災体制の育成・強化を促進することとしております。

なお、本計画の目標の一つとして、自主防災組織の結成数を平成32年度までに45組織とすることを掲げておりますので、本目標は今年度で達成される見込みとなっております。

今後は、市内全域において自主防災組織が結成されるよう引き続き積極的な支援を行ってまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） ありがとうございます。

この牛久市は一生懸命、各行政区、特に未組織地区の行政区に対してアクションを起こして今回は5つの組織ができるということで、計画的に進んでいるんだなと今わかったところでありますけれども、それでも約50だからあと十幾つかはまだやっていないということで、牛久の市民全員がひとしく財産や命を守っていく体制をつくっていこうと、牛久市が一生懸命そう考え進めているわけなんですけれども、そこに参加しない地区の市民はその恩恵を受けられず、不公平感が発生すると思うんですね。この牛久市民の正常性バイアスがいかにか危険であるかをまず考え、消防署とか消防団とは全く別な意味で必要なものなんですよということを理解してもらわないといつになっても結成してもらえないのかなと考えるわけなんです。未組織地区が存在する理由というのはさまざまだと思うんですが、その理由は何だと思えるのか、それについてお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 自主防災組織が未結成の理由につきましては、各地域それぞれでございますが、一例としては結成に向けた地域住民の合意形成に至っていないことや地域に防災拠点となる集会所がないことなどが挙げられます。また、自分は大丈夫だろうといった正常性バイアスの影響も大きいと思われま。

先ほど答弁したとおり、自主防災組織の結成やその活動の支援については、「牛久市第3次総合計画後期基本計画」においても重点的に取り組む事業の一つとしており、その結成や活動を促進するために未結成の行政区などに職員が出向いて住民説明会を開催したり、各行政区長等をメンバーとした「牛久市防災会」の各種行事や各避難所での実施を進めている避難所運営訓練などでの積極的な啓発活動を行ったりしております。

なお、とりわけ避難所運営訓練においては、各行政区の区長を初め、役員などにも参加していただいているため、住民主体の災害対応の重要性を十分に理解いただいたことが5つの行政区などからの自主防災組織立ち上げの計画が上がった一因であると考えております。

また、市では自主防災組織の活動において中心的な役割を担うことが期待されている防災士の資格取得についても奨励しており、茨城県主催のいばらき防災大学への参加を推進するため、会場への送迎や職員の随行などの支援を行っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） ありがとうございます。

牛久市のいろいろ働きかけ、十分理解することができました。

それでは、3番目の質問です。

結成費用の助成、それから支援内容、これまでいろいろとやってきましたけれども、その年によっていろいろとまた新たなことも出ていると思います。これについてお聞かせいただけたらと思います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 牛久市では、自主防災組織の結成を支援するために、自主防災組織結成事業、自主防災組織資機材等整備事業の2つの補助事業を行っております。

自主防災組織結成事業は、結成に当たり行った会議の費用や防災マップの作成費用など、自主防災組織の結成に必要な経費について最大10万円補助するものです。

また、自主防災組織資機材等整備事業は、自主防災組織で使用するチェーンソーやヘルメットなどの資機材の整備費用について最大100万円補助するものです。

なお、そのほかにも自主防災組織の結成後、その活動を定着させることが非常に重要であることから、活動に必要な経費や防災訓練等の開催時に使用する消耗品などの購入費用について、結成の翌年から3年間、毎年最大5万円を補助する自主防災組織活動事業も行っており、これらの3つの補助事業を自主防災組織支援の柱としております。以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） ありがとうございます。

防災組織を持っているところは、そういう支援を十分活用しながら訓練を一生懸命やっているわけなんです。未組織地区における危険箇所のチェック、あるいは防災訓練の実施、状況はどうなっているのかについてお聞かせいただけたらと思います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 自主防災組織の未結成地区における地域住民による危険箇所等の調査の実施状況につきましては、現時点において市で把握しておりませんが、市では先般の大阪北部地震における通学路での事故発生を踏まえ、学校及び地域住民の協力を得て、各学校敷地内及び通学路の危険箇所緊急調査を実施したところであり、今後も随時調査を行い、情報提供をしていきたいと考えております。

なお、同地区の防災訓練の実施状況につきましては、マンションなどごく一部の地域で独自の訓練が実施されておりますが、自主防災組織未結成地区の全体からするとごく少数にとどまっております。やはり、地域の安全は地域で守ることが重要であり、自主防災組織のさらなる結成を促進してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） ありがとうございます。

せんだっての大阪のブロック塀の事故、あの影響でいろいろな地域でブロック塀のチェック

をしたところ、物すごくそういう危ない危険箇所がピックアップされたという新聞報道がありました。それについて牛久市ではどうなのかという、その答えもありまして、牛久市は本当にこれまで活動が実ったおかげで今はなくなっているということで、本当に牛久市の活動は本当にやってきたんだなという思いを強くしたところであります。

しかし、まだまだね、じゃあ完璧かという、風が吹けば大木が倒れる、あるいは予想外の何か壊れたものが飛んでくるとか、何が起きるか今わかりません。竜巻の被害も牛久市内では経験があります。本当に自分は、牛久は大丈夫だという思いは全く無意味な時代になっております。気候の変動もますます、雨が降る、単なる雨ではなくて本当に豪雨ですね。降るときは物すごく降って、風も適度な風じゃなくて、本当にびっくりするような風が吹いて、何でもこうやってこういう気候になってしまったのかなと思うぐらい最近はおかしな気候状況になっておるわけです。

牛久の自主防災組織の重要性、ますます増してきていると思われれます。市当局もこれまで一生懸命やってきたわけですがけれども、さらに目標を定めてしっかりと市民の生命と財産を守るために市民とともに進めていっていただきたいと思います。私たちも一生懸命頑張っていきたいと思います。本日はありがとうございました。

以上をもって、質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で19番柳井哲也君の一般質問は終了いたしました。

次に、5番守屋常雄君。

〔5番守屋常雄君登壇〕

○5番（守屋常雄君） 皆様、こんにちは。雄徳クラブの守屋常雄でございます。

本日最後の質問者としてしゃっしやと終わらせていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず、最初の質問なんですけれども、先ほども市長のほうからいろいろる御説明もございましたけれども、もう一回質問させていただきますが、シリアル方式で牛久シャトーが日本遺産認定ということで、最初のチャレンジをやりましたけれども、残念ながら不成功に終わりました。市長もフレンドリーに甲州市の市長などとおつき合いいただいたり、また、私も感心したんですけれども、特に文化芸術課を中心に市役所のスタッフの方たちも目いっぱい頑張ってくれました。そして、何度も同僚議員の皆様も足を運んでいただきました。しかし、残念ながらうまく成功はしませんでした。しかし、まだ2回のチャンスは残されています。そこで、この件について5点につき質問させていただきます。

まず、1番目の質問ですが、1回目のうまくいかなかった原因の究明のための深掘りはお済みになりましたでしょうか。あればお答え願ひたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

本年度の日本遺産につきましては、76件の申請がありまして、有識者からなる日本遺産審査委員会の審査を経て新たに13件が認定をされまして、全部で67件になりました。認定率は過去3回の約22%から30%に対しまして、今回は17%と大変厳しい結果となっております。牛久市のほかにも古河市や結城市も含め、茨城県内各自治体の申請は全て不認定となつてしまいました。

認定されなかった理由につきましては、公表はされておられませんけれども、7月に甲州市と茨城県とともに文化庁へ赴き、審査委員会の評価を伺ったところ、明確な回答はいただけませんでしたけれども、大筋の事由は察知することができました。守屋議員も御承知のことと拝察をいたしますけれども、牛久市、甲州市の申請「日本ワインの歴史ロマン薫る風景」に並んで申請をされました山梨県の「葡萄畑が織りなす風景～山梨県峡東地域～」のテーマが認定されたことが大きな要因と考えております。

山梨県の申請は、ストーリーの主要部分が甲州市で構成されておりますけれども、山梨市、笛吹市との隣接3市のシリアル型をとることにより、広大な葡萄畑となった歴史的景観の中にワイン文化が根づいたとする観光資源の面的広がりと同接同士での事業連携体制の2つの点で比較優位性がある内容だと評価されたものと分析をしております。

また、このような評価の背景には、日本遺産の審査委員に観光庁長官などの観光関係者が増員されたこと、観光資源としての有効活用状況を検証するため昨年立ち上がりましたフォローアップ委員会が認定された事業の活用におきまして7割が連携不足など課題を有すると指摘していることが影響を及ぼしていると考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） ありがとうございます。

ということは、原因が余りよくはわからなかったのかもわからないんですけれども、私の感覚で言うと、やはり甲州市とかなり連携がとれていると思いますので、まだまだ2回のチャンス、頑張つてやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

では、2番目の質問に移らせていただきますけれども、多分1回目ですんなり受かるところばかりではないと思うですね。それで、再度チャレンジして、見事に成功したよその市があるのかどうか、それをまたちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、平成30年度の日本遺産申請は76件ありましたけれども、

このうち6割に当たります45件が再申請されたもの、もしくは3回目以上の申請によるものであります。また、新たに日本遺産として認定された13件のうち、新規申請は6件でありまして、半分以上の7件が再申請によるものであります。

再申請で認定されたものは、ストーリーのタイトルや内容、申請自治体の枠組みを変更するなど、当初の課題と思われるところを修正しながら再申請に臨んでいるものと考察しております。以上です。

○5番（守屋常雄君） ありがとうございます。

○議長（板倉 香君） 守屋さん、手を挙げて。

○5番（守屋常雄君） 済みません。議長。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） ちょっと頭に来ていまして、申しわけございません。

○議長（板倉 香君） 冷静になってください。

○5番（守屋常雄君） 議長からそんなことを言われるとは思わなかったんですけども、申しわけないです。本当、ありがとうございます。

正直言って私は多分受かるんじゃないかなと思って期待していたんですけども、何ともかなりやけ酒を飲んでしまいましたけれども、ただ、今、次長から話を聞いて、かなりの確率でいける可能性もあるなということで自信を持ってまた担当の方には自信を持って挑んでもらいたいなと、そのように思っております。いずれにしても2回失敗したとして命まで取られるわけではないので、遊び心でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、3番目の質問に移りますけれども、従来の共同提案市の甲州市との今後の提携はどうなるのでしょうか。また、さらに新しい共同提案市が開拓されておるんですかね。ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 昨年度の牛久市と甲州市が日本遺産の共同申請に合意後、牛久市では牛久シャトーフェスタや勝沼ワイン140周年記念事業など、各種イベント参加に加え、甲州市からは笛吹市、山梨市3市の教育委員会や商工会、自治会の皆様が牛久シャトーに、牛久市からは文化遺産を巡る歴史講座バスツアーなど、また区長会研修会においても甲州市訪問など活発な相互交流も行われました。

今年度も来週末開催予定の牛久シャトーフェスタや勝沼ぶどう祭りなどへの相互の参加に加え、10月には牛久市民号が甲州市を訪問することになっております。

日本遺産の共同申請により深まった両市の交流については、日本遺産認定のいかににかかわらず、日本ワイン黎明期を支えたまちとして、今後も継続していきたいと考えています。

また、再申請する場合、さらなる共同提案市を開拓するののかとの御質問については、現在のところ具体的な候補の検討はしておりませんが、より魅力的なストーリーを展開できる市町村があれば検討の余地はありますが、私は一番うれしかったのはやっぱり甲州市の田辺さんが「ぜひまた牛久と」ということで、甲州市さんはもう日本遺産認定されている市なんですけれども、なおかつ牛久ともう一度やると、これが一番うれしいことでした。私はそれがなくても牛久単独で、先ほどもございましたけれども、明治150年、歴史とワインの栄えるまち、タイトルは私がつけたんですけれども、それでも単独でもやるつもりでございました。僕も終わった後、そういう何ていうんですかね、釈然としない気持ちで過ごしましたが、やはりもう一度チャレンジする気になりました。でもまたありまして、もう一度もとから見直して何がだめだったのか、こういう点をやればもうちょっとということで、いろいろ大分、うわさによるとロビー外交もあったという話も聞いております。でも、再度申請するならば、日本遺産について全身全霊でやりたいと思いますので、また皆さんの御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） どうもありがとうございました。

甲州市との商売の連携も始まっておりまして、私も実は市民号ですか、行かせてもらえるように何か無理やりそういうメンバーに入らされて行くことになりましたけれども、9月8日、9日にも牛久シャトーでフェスタがあって、ゲストワイナリーの一角に甲州市もシャインマスカットと特製ソーセージですか、それを出店するというので参加させていただくことになっています。市長と同じように、私も日本遺産認定がもしも認定にならなくても他市とのコラボは経済政策の一部とも考えられますので、消費を拡大させる意味でも大事なことだと思います。

4番目の質問ですけれども、これももう一度市長に何か言ってもらうのもあれなんですけれども、再度本当に牛久として日本遺産にチャレンジする覚悟というのはあるのかどうか。あるに決まっているんですけれども、もう一度ちょっと何か随分原稿と狂っちゃいましてあれなんですけれども、市長のほうからひとつよろしく願いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 先ほども私の決意といいますか、気持ちを述べさせていただきます。

やはりこれを充実するために甲州市との連携、そしてやはり牛久市はおのおの牛久シャトーのいろんなお話をしながら、そしてこういう日本遺産に資するものをどのようにするかということがこれから課題でございます。ぜひ来年、仮に落ちたとしてもまだチャンスがあれば私はやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

再来年の話は削除させていただきます。まだ来年ということで、済みません。失礼しました。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 平成30年度日本遺産認定結果の発表後、山梨県の認定構成に甲州市が含まれていたことから、来年度は甲州市との共同申請は困難と判断し、牛久市単独での地域型で再申請するか否かも逡巡しておったところであります。

その後、山梨県の認定構成資産に甲州市の宮光園、メルシャン資料館、龍憲セラーやトンネルワインカーブなどの主要なワイン関連施設は含まれていないことが確認できまして、先ほども市長からありましたように、甲州市長からも実質的に協力し合って共同申請してきた牛久市と可能な限り再申請をしたいとの打診を受けました。

牛久市と甲州市が共同で再申請する場合、ことし認定されました山梨県の「葡萄畑が織りなす風景～山梨県峡東地域～」これらのテーマ内容といかに変化をつけるか、もしくは補完する内容のもとで特色を出すかなど、これまでのストーリーを再構成するには難解な作業になることが想定をされます。

しかし、牛久市唯一の国指定重要文化財であります牛久シャトーなくして地域型申請が不可能なことや甲州市との交流継続を望むことを勘案し、再度共同申請することが現状でベストな選択と考えております。

市長からも御答弁申し上げたとおり、甲州市やオエノングループとのこれまでに構築された協力体制に應えるためにも地域活性化のかなめであります牛久シャトーを主軸とする日本遺産申請に再挑戦したいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） どうもありがとうございました。

それでは、最後の質問ですけれども、我々牛久市民や牛久の関係団体はどうサポートしていけばいいのか、御提案があればお答えいただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

昨年度、牛久市と甲州市で日本遺産申請を行い、PR活動を展開するためにワイン文化日本遺産認定推進協議会を立ち上げました。会長は牛久市長、副会長は甲州市長が就任し、牛久市からは商工会長や商工会青年部長、青年会議所理事長、牛久シャトー職員、文化財保護審議委員が、そして甲州市からは商工会長や勝沼ワイン協会長、観光協会の会長、景観審議会長がそれぞれ委員についていただいております。

また、協議会には両市役所関係各課で構成される幹事会を組織しておりまして、牛久市は事務局の文化芸術課のほか政策企画課、広報政策課、都市計画課、商工観光課が、甲州市では事

務局の文化財課のほか政策秘書課、都市整備課、観光交流課、産業振興課がメンバーとなっており、協力して申請及び事業を行っております。

今後のサポートにつきましては、牛久市と甲州市が行う交流事業に市民の皆様が積極的に参加いただくことによりまして、日本遺産認定の機運が盛り上がり、認定された場合にも各種事業を効果的に展開できるものと考えております。市民の代表であります市議会議員の皆様には引き続き御協力をいただくとともに、日本遺産認定に向け、さまざまな取り組みを市民一丸となって推進してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） ありがとうございます。

それでは、次の提案に移らせていただきます。

ことし何か所かの夏祭りの御招待を例年のように受けたんですが、出席させていただきましたけれども、牛久市の自治会にも世間と同じく高齢化の波が確実に訪れていると思います。しかしながら、今、祭りを仕切っている方々はファイトがあり、今現在は心配ありませんが、あと5年たったらどうなるのか大変心配です。自分の住んでいる東みどり野地区でも祭りの担い手の方々の顔ぶれに変化がなく、しかも若い人の担い手の姿がほとんどなく、ますます5年後の祭りの姿が描けないのではと心配になります。

もう一つの心配は、自治会活動の変化としては、今後、地区のひとり暮らしの高齢の方々の介護、それから看護等で担い手の一つとして地区社協への期待がますます高まっておりますが、これをやる方もまた自治会を運営している方々です。また、小・中学校の教職員の方々の働き方改革等もあり、登下校の生徒の見守りや学校周辺の草刈りなども自治会がボランティアでやることの期待が高まっています。このような自治会を取り巻く環境の変化は、どこの地区や他市でも起こっています。

そこで、これは新聞等からの周辺情報やいろいろな方々からの伝聞を集めた情報ですが、自治会の担い手の一つとしてことしで活動3年目に入る施策とのことですが、空き家を守谷市などが借り入れて、シェアハウスとして筑波大学生などに家賃を全額市が補助して貸し出す制度を始めています。見返りは当然自治会活動のサポートを期待しています。自治会や地区社協の担い手の方々としても若者を一定程度近くに定住してもらって、地区社協等の施策に協力してもらうことは日ごろの生活に欠かせないことになってきているとのことです。牛久市としても若者の定住促進を図る施策をいろいろ打ち出していますが、今後の対策の一つとして今後研究するのも必要と考えて提案させていただきます。

また、牛久市で生まれた若者を定住させるには、農業も含めてやはり稼げる仕事が必要不可欠と思いますが、それを含めてお考えがあればお答えください。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 議員御提案の学生向けシェアハウスにつきましては、自治体が行っているもの、大学などの学校が行っているもの、民間企業が行っているものなど、さまざまなものがございます。

茨城県内では、守谷市が筑波大学と連携し、空き家を市が借り上げ大学生にシェアハウスとして提供をしております。光熱費は実費ですが、家賃は市が負担するもので、地域での活動に参加することが入居要件となっております。

広島県呉市では、空き家を地域活動参加を入居要件とする学生向けシェアハウスに改装する費用の補助と家賃補助を制度化しております。島根県浜田市や倉吉市も同様に市内の大学の学生向けシェアハウスを空き家の活用策として実施をしているところです。兵庫県では、関西国際大学と協定を結び、県営住宅の空き住戸を留学生向けシェアハウスとして活用し、地域活動に参加することによって多文化共生の地域づくりを目指すこととしております。

これらの取り組みは、空き家対策と若者による地域活性化の2つを目的に1つの事業で行うものであり、それぞれの自治体のまち・ひと・しごと創生総合戦略にのっとり行われている事業であります。

平成28年2月に策定いたしました当市のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、これらの施策について具体的に定めているものはございません。これらシェアハウス等を実施しております各自治体では、それぞれ重要業績評価指標（KPI）を定めて事業の検証作業を行っております。今後はそれら先進事例の調査・研究を進め、平成32年度からの次期総合戦略、これは国からは正式には示されていないんですけども、総合戦略をまた策定するということを前提に御答弁申し上げますけれども、そちらにおいて当市の事業として採択できるかを検討してまいりたいと考えております。

また、牛久市はこれまで東京のベッドタウンとして発展してきた経緯がございます。

しかし、最近の就業者の傾向といたしましては、職住近接が言われております。平成28年8月から平成29年7月の間に実施しました「転入転出に関するアンケート調査」におきましても、牛久市を転入先に選んだ理由の第1位に「職場・学校が近い」が挙げられております。さらにちょっと古いんですけども、平成22年の国勢調査「通勤・通学による利用交通手段」によりますと、牛久市で通勤・通学をする人は3万8,934人で、そのうち自家用車だけをを使う人は2万646人で、53%になります。毎日の自家用車通勤で1時間以上かかる場所を住まいとして選択する人は少ないと思われ、牛久市内、もしくは近隣で働く方が住まいを構える場所として牛久市を選んでいただいているとも考えられます。

牛久市は、東京や千葉方面へは電車で、市内や近隣へは自家用車で職場に通える便利なまち

として捉えられていると考えられます。

なお、御質問いただきました市内の就業支援策としては、ハローワークの求人情報提供や牛久市商工会主催の合同面接会など、市内企業への就業機会を多くすべく、国、県、商工会などと連携を図りながら市でも支援を行っております。

さらに、就農支援策としても就農前の研修を後押しする資金や就農直後の経営確立を支援する資金の交付などがあり、新規就農希望者の相談は随時農業政策課で行っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） ありがとうございます。

これから言うことはちょっとお答えいただかなくても結構なんですけれども、今までの私の牛久市に対する感覚というのは、余り事件も起きず、非常にいいまちだという印象だったんですけれども、今回の夏に私の直近で起きた複数の高級乗用車の窃盗事件には非常に驚いてしまいました。7月、8月に私の自宅のすぐ裏の駐車場と、あとうちの前のアパートの駐車場2件から、1件はトヨタのクラウンだったんですけれども、もう一件はハイブリッドの車ですね。それが夜、多分夜の10時ごろだと思うんですけれども、盗まれてしまいました。残念ながら事前に調べる、多分犯人というのは事前に何度か調べに来ていると思うんですけれども、残念ながらそれを特定するための監視カメラとか、そういうもの、照明等がなかったので、泣き寝入りみたいな形になりましたけれども、ぜひ市の財政も大変だと思うんですけれども、案件審査を行って自治会に一部補助する制度などもこれからカメラなど必要になるんじゃないかなと、今一生懸命牛久市はふやしていただいているんですけれども、やはり住宅地の中も必要などころには置かないといけないのかなと思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。本当、自分のことは自分で守るという精神でこれから生きていかないとしようがないのかなと思いますけれども、皆さんもぜひ注意していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で5番守屋常雄君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後4時27分延会